

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第1	3			事業の基本コンセプト	■人に優しい施設 「…全ての人に優しい福祉型スポーツ施設」とありますが、福祉型スポーツ施設となる為の基準がありましたらご教示ください。	高齢者や身障者等を初め、全ての人に優しく、ユニバーサルデザインを徹底した施設であることです。
2	2	第1	4	(2)		維持管理及び運営	「ファミリープールは24年度については事業者により維持管理及び運営業務を行うことが望ましい」とありますが、提案する場合のコストに関しては入札公告時に公表する予定価格には入っておらず、別途契約になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のコストについては、別途契約ではなく、予定価格の範囲内とします。
3	2	第1	4	(2)		維持管理及び運営	実施方針にて野球場・テニスコートについて事業者を指定管理者とする旨の規定がありましたが、これは全事業期間を通じてとの理解でよろしいでしょうか。それとも施設引渡をもって、PFI事業へ切り替わりますか。	ご質問のとおり、事業期間に亘る指定管理者として指定される予定です。
4	3	第1	5	(1)		施設構成	自主提案では、屋内・屋外施設の追加施設も可能との理解で宜しいでしょうか。	追加施設の定義が不明ですが、独立した施設であれば、自主提案となります。一方、屋内・屋外施設と一体不可分な施設を追加する場合には、必須施設として取り扱います。
5	3	第1	5	(2)		事業スケジュール	施設の所有権の移転期限について、平成26年6月までに、と理解してよろしいでしょうか。テニスコートの改修など、施設によっては早期に着工、供用開始することが可能と考えられます。	平成26年6月1日を引き渡し期限とします。
6	3	第1	5	(2)		事業スケジュール	H24年度のファミリープールの維持管理・運営及びH24,25年度のテニスコート、野球場の維持管理・運営業務について現在の業務内容や仕様等、明確な資料はいつ頃開示されるのでしょうか。	浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
7	3	第1	5	(2)		事業スケジュール	「また、テニスコート及び野球場の平成24、25年度の維持管理及び運営業務については、事業者提案によるものとする」とありますが、平成23年度(9月～3月)も事業者提案によるのでしょうか。	本事業とは別の指定管理者による管理が行われます。
8	3	第1	5	(2)		事業スケジュール	事業者による開業準備期間は、設計建設期間に含まれるのでしょうか。	施設の引渡し期限は平成26年6月1日とします。それ以前の準備期間を予定する場合は提案してください。
9	3	第1	5	(2)		事業スケジュール	維持管理運営期限は、「平成41年3月末」「15年間」とどちらが正しいのでしょうか。	平成41年3月末です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
10	3	第1	6			適用すべき法令等	適用法令の2つ目が「社会教育法都市計画法」となっていますが、誤記ではないでしょうか。	ご質問のとおり、誤記となります。社会教育法都市計画法を社会教育法と都市計画法に区分して明記します。
11	5	第1	6			適用すべき法令等	「その他、本事業に必要な関係基準等」は事業者判断と考えるとよろしいでしょうか。	原則として県との協議により決定するものとします。また、契約～事業期間終了までの期間中において制定・改定された関係法令・基準等には準ずる事とします。
12	6	第1	7	(2)		特許権等	県が指定した工事材料、施工方法等とありますがどのようなものをいつ指定するのかご教示ください	具体的な指定は想定していませんが、要求水準書又は事業実施時に指定がある場合には、当該規定に従ってください。
13	6	第1	8			環境への配慮	「努める」とありますが、何か定量的な規定はありますでしょうか。	定量的な規定はありませんが、努力してください。
14	6	第1	10			用語の定義	2)「事業区域」添付資料③参照とありますが、添付資料④の事業認可区域と範囲が違います。添付資料③の事業区域内で添付資料④の事業認可区域外はどのように考えればよいかご指示ください。	本事業の区域は、添付資料-③に示す事業対象範囲及びジョギングコース、ジョギングコース・サイクリングコースです。添付資料-④の事業認可区域とは、都市公園としての都市計画事業認可区域を示しています。
15	6	第1	10			用語の定義	2)添付資料③に示される範囲とされていますが、P38ではジョギングコース・サイクリングコースを整備することとあります。添付資料②の事業範囲の外で、ジョギングコースとジョギング・サイクリングコースと書かれている範囲が整備する範囲と理解しますが、それぞれのコース幅、仕様等は提案によることと理解してよろしいでしょうか。また川久保橋は範囲外と考えるとよろしいでしょうか。	整備範囲については、ご理解のとおりです。コース幅員・仕様等は提案となります。川久保橋は整備範囲に含みますが、塗装程度の改修も可とします。
16	7	第1	10			用語の定義	15)用語定義には「屋外」とありますが、実施方針説明の回答では「提案により屋内も可能」とあります。50mプール「屋外」は決定事項ではないのでしょうか。	提案により屋内とすることも可能です。
17	7	第1	10			用語の定義	15)50メートル国内基準競泳プールについて「屋外」と明記されていますが、「実施方針への質問書に対する回答」のNo.10では「提案により屋内とすることも可能です」とあります。どちらを正とすべきでしょうか。	提案により屋内とすることも可能です。
18	8	第1	10			用語の定義	23)24)浄化センター公園内外に設置されるとありますが、浄化センター公園外は、添付資料②で示され、整備済みと考えるとよろしいでしょうか。また、浄化センター公園内の整備については提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ジョギングコース・サイクリングコースについては、公園外も整備範囲に含めます。整備済ですが、舗装の更新、浄化センター境界部へのフェンスの設置を実施ください。浄化センター内の整備については提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
19	8	第1	10			用語の定義	25)「サイクリングコース利用者のための施設」とありますが、ジョギングコース利用者にも当該施設を使用させることは可能でしょうか。	可能です。
20	9	第1	10			用語の定義	43)「大規模な修繕」の基準をおし頂けますでしょうか？	經常修繕を超える規模の修繕です。
21	10	第2	1	(1)		業務の目的	飲食物販業務実施の際には県から業務用のスペースを借りることになりますが、賃料は生じるのでしょうか。	入札公告時において示します。
22	10	第2	1	(1)		業務の目的	設計及び建設業務 管理運営業務にはその他の業務とあり、維持管理業務にはその他の業務がありません。その他の業務とは、どのような業務を想定されているのでしょうか	設計及び建設業務、運営業務のその他の業務は、要求水準書(案)に示すとおりです。維持管理業務にはその他の業務はございません。
23	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	統括管理責任者の配置は、コンソーシアムに参画する企業の中からなら、どの企業からでも選出可能という理解で宜しいでしょうか。	構成員又は協力企業からの選出は可能です。
24	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	本施設に常駐できるものであることとありますが、設計・建設期間中も常駐する必要があるのでしょうか。	建設工事開始から常駐することとします。
25	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	統括管理責任者は本施設に常駐できる者であることとの記載がありますが、施設整備期間中は敷地内に常駐でなくともよいと考えてよろしいでしょうか。	敷地内に常駐してください。ただし、建設工事の都合により敷地内に常駐できない場合は、敷地外の現場事務所等での常駐も認めます。
26	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	「統括責任者を業務期間にわたり1名配置」とありますが、業務期間である設計及び建設期間開始の平成23年9月～という理解でよろしいでしょうか。また、その場合に23年9月から統括責任者を常駐させる必要がありますでしょうか。	建設工事開始から常駐することとします。
27	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	「常駐」の定義をご教示ください。	労働基準法適法の範囲内で常駐することとします。また、建設工事の都合により敷地内に常駐できない場合は、敷地外の現場事務所等での常駐も認めます。
28	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	統括責任者の要件に「常駐できるものであること」とありますが、休日等で不在の場合は統括責任者の代行をたて、対応することは可能でしょうか。	県が認めた場合は可能です。
29	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	県が主催する委員会や会議の内容、出席者、頻度をご教示ください。	現時点で具体的な想定はしていません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
30	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	①統括管理責任者は、「本施設に常駐できる者」とあるが、常駐は施設整備期間終了後、維持管理、運営が始まってからであると理解してよろしいでしょうか。	建設工事開始から常駐することとします。
31	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	①統括管理責任者について、設計及び建設期間から維持管理及び運営期間に移行するタイミングをもって変更してよろしいでしょうか。	全施設の供用開始(グランドオープン時)以降、やむを得ない理由がある場合、かつ、県と協議して合意を得た場合に限り、統括管理責任者の変更を認めるものとします。
32	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	①貴県の職員は本施設には常駐されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	①統括監視責任者が24時間、365日常駐するのは現実的ではないと思いますが、どの程度の常駐が要求されるのでしょうか。	労働基準法適法の範囲内で常駐することとします。また、建設工事の都合により敷地内に常駐できない場合は、敷地外の現場事務所等での常駐も認めます。
34	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	①「本施設に常駐」とありますが、設計工事期間中においては現場事務所という理解でよろしいでしょうか。また、現場事務所開設前は、常駐不要との理解でよろしいでしょうか。	建設工事の都合により敷地内に常駐できない場合は、敷地外の現場事務所等での常駐も認めます。
35	12	第2	1	(5)	イ)	留意事項	②設計及び建設期間終了後、維持管理及び運営期間が開始するタイミングで統括管理責任者を変更することは可能であると理解してよろしいでしょうか。	全施設の供用開始(グランドオープン時)以降、やむを得ない理由がある場合、かつ、県と協議して合意を得た場合に限り、統括管理責任者の変更を認めるものとします。
36	12	第2	1	(5)	イ)	留意事項	②統括管理責任者は設計及び建設期間中は変更しないこと、また、供用開始から3年間は変更を認めない旨の記載がありますが、供用開始のタイミングで変更することは認められますでしょうか。	全施設の供用開始(グランドオープン時)以降、やむを得ない理由がある場合、かつ、県と協議して合意を得た場合に限り、統括管理責任者の変更を認めるものとします。
37	12	第2	1	(5)	イ)	留意事項	②供用開始から3年までは統括管理責任者の変更を認めないとありますが、3年とは3年間で平成29年6月末日までと言う理解でよろしいでしょうか。	全施設の供用開始(グランドオープン時)以降、やむを得ない理由がある場合、かつ、県と協議して合意を得た場合に限り、統括管理責任者の変更を認めるものとします。
38	12	第2	1	(5)	イ)	留意事項	②設計及び建設期間における統括管理責任者と維持管理及び運営期間における統括管理責任者は別の者であってもよろしいでしょうか。	全施設の供用開始(グランドオープン時)以降、やむを得ない理由がある場合、かつ、県と協議して合意を得た場合に限り、統括管理責任者の変更を認めるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
39	12	第2	1	(5)	イ)	留意事項	②統括管理責任者は代表企業から選出しなければならないでしょうか。	構成員又は協力企業から選出してください。
40	12	第2	1	(5)	イ)	留意事項	②維持管理及び運営期間での変更は一定の場合に限り認めるとなっていますが、一定の場合とはどのような場合でしょうか。	やむを得ないと県が認めた場合です。
41	13	第2	2	(2)	ア)	「統括管理水準書」の作成及び県への提出	当該資料は、受注後に作成するとの理解で宜しいでしょうか？または、応札時に案を提示すべきでしょうか？	受注後に作成して下さい。
42	13	第2	2	(2)	イ)	「年度管理計画書」及び「年度管理報告書」の作成及び県への提出	同小項目ア)で、「統括管理水準書」について「建設及び設計業務に関しては、……工事計画書等の他の書類と同一のものとすることを認める。」とあります。「年度管理計画書」及び「年度管理報告書」についても、建設及び設計業務に関しては設計図書・工事監理図書・工程表・施工要領書等の他の書類と同一のものとすることを、県と協議の上、認めていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	合理性があれば協議により認めます。
43	14	第2	2	(2)	ウ)	県との調整等の実施	「時間外においても事業者側の問合せ窓口を明確にしておくこと」とありますが、時間外の問合せ窓口については本施設内に設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
44	14	第2	2	(2)	エ)	協力企業等の再選定等	ここでいう協力企業とは、応募段階のコンソーシアムから下請け等を行う協力企業という理解で宜しいでしょうか。	協力企業とは、「参加企業又は参加グループの構成員以外の者で、SPCに出資はせず、事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者」をいいます。
45	15	第2	3	(2)	ア)	「総括責任者」及び「業務責任者」の確認及び県への届出	「総括責任者」と「業務責任者」の兼任は認められるのでしょうか？	要求水準書(案)に示すとおり、各々が担うべき役割を確実に実行することができる限りにおいては、総括責任者と業務責任者を兼務することは可能とします。
46	16	第2	3	(2)	オ)	要求水準個別業務の履行状況の管理等の実施	「コスト及び収支管理の状況については、各施設の状況が分かるよう年度業務報告書に記載すること」とありますが、各施設の状況が分かるよう運営業務の利用料金による事業収支を記載すればよく、設計及び建設業務、維持管理業務は対象外との理解でよろしいでしょうか。	具体的な記載内容は事業者任せますが、施設ごとに収入及び費用、現金の収支がわかるよう作成して下さい。
47	17	第3	1	(1)	イ)	その他の施設	工事期間中、事業対象範囲内のサイクリングコース・ジョギングコースは、供用停止されるとの理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりですが、供用出来る工程のご提案も可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
48	17	第3	1	(1)	イ)	その他の施設	既に整備されているジョギングコース・サイクリングコースの仕様、構造や断面をご教示願います。	サイクリングコースの幅員については、添付資料-⑥-2を参照してください。その他、構造や断面については提案に委ねます。
49	18	第3	1	(2)		既存施設の概要・現況	現状のファミリープール、テニスコート、野球場、それぞれの過去3年分の利用状況と利用料金収入、並びにファミリープールの物販・飲食施設のそれぞれの売上高の開示をお願いします。	ファミリープール、テニスコート、野球場の利用状況(利用人数)については要求水準書(案)のとおりです。利用料金は以下の通りです。 平成19年度:ファミリープールC=24,894千円、テニスコートC=3,169千円、野球場C=709千円 平成20年度:ファミリープールC=24,506千円、テニスコートC=3,396千円、野球場C=668千円 平成21年度:ファミリープールC=24,288千円、テニスコートC=3,424千円、野球場C=618千円 ファミリープールの平成19年度、20年度における、物販・飲食施設(自動販売機を除く)における指定管理者の収入(委託手数料(売り上げの12/100))は、以下の通りです。 平成19年度:1,960千円 平成20年度:1,765千円
50	18	第3	1	(2)	イ)	テニスコート	夜間の稼働率も開示いただけますでしょうか。	平成19年度:2.6%、平成20年度:1.1%、平成21年度:1.6% 夜間の運営時間は17:00~19:00で、夏季のみです。
51	19	第3	1	(2)	ウ)	野球場	夜間の稼働率も開示いただけますでしょうか。	平成19年度:5.6%、平成20年度:8.8%、平成21年度:14.3% 夜間の運営時間は17:00~19:00で、夏季のみです。
52	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	敷地面積 約13haとあるが、本事業の対象エリアとして正確な数値とそのエリアをご提示ください。また、そのエリア内の都市公園面積もご提示ください。	本事業の対象エリアは添付資料-③に示した範囲です。 事業対象エリア面積は、あくまでも約13haとします。 都市公園面積は、添付資料-④に示した事業認可区域で、面積は約11.44haとしてください。
53	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	現況の各建築物の建築面積と現況の都市公園の面積及びその比率をご提示ください。	公園施設台帳資料については、配布可能です。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
54	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	現況の各運動施設の施設面積と敷地面積との比率をご提示ください。	公園施設台帳資料については、配布可能です。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
55	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	敷地面積の約13haとは、事業対象範囲と同じと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	現況の都市公園の範囲は添付資料-④に示されている赤線と考えてよろしいでしょうか。また都市公園面積を提示ください。	都市公園面積は、添付資料-④に示した事業認可区域で、面積は約11.44haとしてください。
57	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	都市公園としての現況の建ぺい率、運動施設率を提示ください。残置する野球場、テニスコートの運動施設率や緑化率等への算入根拠をお示ください。	公園施設台帳資料については、配布可能です。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
58	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	敷地面積約13haとなっていますが、詳細な面積数字はご教示いただけるでしょうか。	添付資料-③に示した約13haとしてください。
59	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	道路; 県道の道路境界区域をご提示ください。	添付資料-⑤を参照ください。
60	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	事業敷地内の県道は現状のまま整備済みと理解します。今回事業で工事しないことが要求水準未達とならないと理解してよろしいでしょうか。	県道部の舗装更新を要求水準とします。
61	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	「車両出入口は、現在の位置より東側には配置できない。」とありますが、南側の出入口は北側の出入口より東にあります。この南側の出入口より東側に出入口を配置できないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	浄化センター管理用道路である敷地東部を南北に通ずる道路部分は現状の位置で確保しておく(移動できない)必要があるでしょうか。	現状の位置を確保する必要はありませんが、管理用道路に埋設している下水管等の配慮が必要となります。
63	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	井水の掘削リスク(掘削距離等)・水質リスク・枯渇リスクなどは事業計画地固有のものとなりますが(事業者にてコントロールができないもの)、上記のリスクは県のご負担によるものでしょうか？	事業者のリスク負担となります。
64	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	アクセスは県道からのみとありますが、県道には本施設の案内標識等を設置する予定はありますか。また設置される場合は修繕も含めて事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	案内標識等を設置する予定は現在未定です。設置した場合は事業範囲外です。
65	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	既存の樹木について伐採不可の樹木はありますでしょうか。	ありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
66	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	事業敷地内の県道は歩道部分を全て含むのかご指示ください。添付資料⑤-2～⑤-4で幅員が示されている部分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	一級河川・・・「河川区域の上部及び両側3mの範囲に構築物は建築できない。」と明記されていますが、現況のようにアスファルト、コンクリート等の舗装は可能でしょうか。	可能ですが河川協議が必要となります。
68	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	1項目目に、「河川区域の上部及び両側3mの範囲に構築物は建築できない。(河川法)」とありますが、駐車場や屋外プールサイド、橋等を計画することは可能と考えてよろしいでしょうか。計画できない範囲についてご提示願います。	ご理解のとおりですが、河川協議が必要となります。
69	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	水路暗渠を跨ぐ形式での構造物は可能でしょうか？ 暗渠の両側3m以内に基礎は作りません。	永久構造物は不可です。それ以外については河川協議が必要となります。
70	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	調査結果の公表はいつ頃になるでしょうか。	地質調査・測量調査資料については、配布可能です。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
71	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	「県教育委員会において試掘調査を行う予定である。」とありますが、調査を行う時期または、期間をお示しください。	詳細設計を基に試掘調査を行う予定です。
72	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	「試掘調査を行う予定である。」とありますが、その期間が建設業務期間に掛かり、着工が遅延した場合は、実施方針の別添資料1「予想されるリスクと責任分担表(案)」の「設計段階」に記載される「建設着工遅延」-「県の指示、提示条件の不備、変更によるもの」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に記載します。
73	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	埋蔵文化財の試掘調査はいつ頃行われますか。また、事業期間が変更となったり、事業自体が中止となったりする可能性はありますか。	詳細設計を基に試掘調査を行う予定です。その結果により、事業期間の変更等の可能性はあります。
74	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	現在の運営において、井水は利用していますか。また利用している場合、運営開始後も利用は可能でしょうか	利用していません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
75	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	試掘調査は実施時期とその結果の公表時期をご教示下さい。	詳細設計を基に試掘調査を行う予定です。
76	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	試掘調査の結果、埋蔵文化財の存在が明らかになった場合、①本調査は本事業とは別途貴県が実施されるのでしょうか。②本調査の実施時期にもよりますが、調査結果により提案内容、事業スケジュールの変更を余儀されなくなった場合の対応はどのようになるのでしょうか。	①については県にて実施します。 ②についてはスケジュールの変更については入札説明書等に記載します。
77	19	第3	1	(3)	表	敷地条件等	埋蔵文化財調査で考えられる文化財の重要度、出土等の可能性及び出土範囲、調査期間をご提示ください。	詳細設計を基に試掘調査を行う予定です。
78	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	[上下水道]給水負担金について、引込みを引き替える場合も施設の所有権が貴県のため、自治体様のご負担でご検討を御願ひ致します。また、その他の引き込み関係も自治体様のご負担という形で理解して宜しいでしょうか。	事業者負担となります。
79	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	「①についてプール給水用で使用しており、日中(5:00~22:00)は供給可能水量に対し50%の制約条件が有り。」と記載がありますが、「供給可能水量」をご教示願ひします。	大和郡山市上下水道部(0743-53-3661)で確認願ひします。
80	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	「②については公園施設給水用で使用しており、100φの本管に対し取付管径が75Aまでの制約となる。」と記載がありますが、75Aでの「供給可能水量」と①量水器100Aと同様な「付加条件」があるのか2点についてご教示願ひします。	大和郡山市上下水道部(0743-53-3661)で確認願ひします。
81	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	下水道-汚水の2項目目に、「上部に構造物は建築できない」とありますが、駐車場や屋外プールサイド、橋等を計画することは可能と考えてよろしいでしょうか。 計画できない範囲についてご提示願ひします。	土木部まちづくり推進局下水道課との協議が必要です。
82	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	新施設建設に伴い、既存施設運営継続インフラ設備の盛替え必要性は承知しておりますが、23年度に予定している修繕があれば開示ください。	平成23年度の修繕はありません。
83	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	汚水本管を跨ぐ形式での構造物は可能でしょうか？	土木部まちづくり推進局下水道課との協議が必要です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
84	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	井水の利用については、「水資源の確保・節水並びに活用」の観点から、利用を検討したほうがいいと考えられますが、「水質の問題や水量の確保、将来的な枯渇のリスク等」の懸念、また、事業の安定性の観点から、上記事業リスクは貴県の範囲としていただけないでしょうか。	事業者のリスク負担となります。
85	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	調査を行なうとありますが、水質、枯渇、深度などのリスクはどのように考えていますか？	事業者のリスク負担となります。
86	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	(一番下) 井水について 井水を活用し、専用水道事業となる場合、所有者である県の責任管理とならないでしょうか。	本事業では、専用水道事業としないよう、提案をしてください。なお、井戸の掘削等は自主提案として扱います。
87	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	「事業者にて調査」とありますが、その時期は落札者決定後となるのでしょうか。その場合、水質調査結果に基づき井水利用の再検討を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。また、上記に伴い発生する費用は協議対象との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	調査時期は落札者決定後となります。発生する費用等については、事業者のリスク負担となります。
88	20	第3	1	(3)	表	敷地条件等	各項目の内容欄に「後日公表予定」「後日提供予定」とありますが、各々の予定日をご教示ください。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
89	21	第3	1	(4)	ア)	健康増進施設	新プール棟に健康増進施設を整備するとなっておりますが、配置計画上でやむをえない場合は分離することは可能でしょうか。	やむをえない場合は可とします。その場合には提案書にやむをえない理由を記載してください。
90	21	第3	1	(4)	ア)	健康増進施設	フィットネススタジオを1室貸し出す(室内貸し)料金設定は可能でしょうか。	可能です。
91	21	第3	1	(4)	ア)	健康増進施設	歩行者用プールは歩行運動専用のプールとありますが、手すりなどで仕切ることで、25mプールまたはジャグジーなどと一体的に整備することは可能でしょうか	25m屋内国内基準競泳プールとの一体的整備は不可とします。ジャグジーと歩行者用プールの水槽は分離してください。
92	21	第3	1	(4)	イ)	競技施設	競技会の開催予定とありますが、どの程度想定されていますか？また種目・名称・参加人数・料金や減免割合などを教えてください。	開催予定については、要求水準書(案)に記載のとおりです。競技会の料金については、別添の添付資料-⑩をご覧ください。減免割合は、小学生・中学生・高校生の大会は原則2分の1です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
93	21	第3	1	(4)	イ)	競技施設	25mプールにおいて水深調整の提案が求められておりますが、プール床への備品都度設置による水深調整は可能でしょうか？ また、競技利用が主と想定される50mプールにおける水深調整に際し、県が期待する目的があればお示し下さい。	水深調整方法については、事業者の提案とします。50mプールにおける水深調整機能については、要求水準書に示したとおりであり、事業者の提案に委ねます。
94	21	第3	1	(4)	イ)	競技施設	25m及び50mプールについて水深調整ができるように提案とありますが、これは可動床の採用ということでしょうか。	水深調整機能の方式については、事業者の提案に委ねます。
95	21	第3	1	(4)	イ)	①25m屋内国内基準競泳プール	「25m屋内国内基準競泳プールは大会開催や競技力向上を目的として整備する」と記載されています。公認規則では25mプールの水深は1.35m(端壁から6m)であり、一般利用者(特に高齢者)には深すぎて危険と思われます。奈良県が想定される一般利用者(子どもから高齢者)の適正な水深は何センチとお考えでしょうか。想定されている水深をお示しください。	水深については、事業者の提案に委ねます。
96	21	第3	1	(4)	イ)	①25m屋内国内基準競泳プール	「一般利用時(子どもから高齢者まで)の適切な水深を考慮し、水深調整が出来るように提案を行うこと」と記載されていますが、これは可動床装置(水深調整機能)を設置すべきと認識するべきでしょうか。	水深調整機能の方式については、事業者の提案に委ねます。
97	21	第3	1	(4)	イ)	①25m屋内国内基準競泳プール	「50m国内基準競泳プールは、大会開催や競技力向上を目的として整備する。なお、水深調整機能の有無については、事業者の提案とする。」また各施設の要求水準書には「一般も利用する」と記載があります。一般利用者とは、子ども(子どもとは一般的に3歳からと考えますが)の利用も考慮した水深(可変が可能な)にすべきでしょうか。	事業者の提案に委ねることになっています。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
98	21	第3	1	(4)	イ)	①25m屋内国内基準競泳プール	水深調整ができるようにとありますが、全面の水深調整が必要でしょうか。	事業者の提案に委ねることになっています。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
99	21	第3	1	(4)	イ)	①25m屋内国内基準競泳プール	水深調整ができるようにとありますが、可動床等の設備を設けて調整を行うとの理解でよろしいでしょうか。	水深調整機能の方式については、事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
100	21	第3	1	(4)	イ)	②50m国内基準競泳プール	「水深調整機能の有無については、事業者の提案とする。」とされているが、コストアップになりますので、水深調整機能を付加する事が審査において評価されることを審査基準で明示されると理解してもよろしいでしょうか。	具体明示となるかは未定です。評価に関しては審査委員会においてなされます。
101	21	第3	1	(4)	イ)	②50m国内基準競泳プール	50mプールの屋内化は、コストもかかりますので、必要な機能であるのか、また、入札金額と評価点の基準を明確にして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	50mプールの屋内化は、事業者提案としていません。評価に関しては審査委員会においてなされます。
102	22	第3	1	(4)	エ)	①レクリエーションプール	レクリエーションプールは公園施設の種別は運動施設ではなく、遊戯施設としてよいか。	レクリエーションプールは、運動施設です。
103	22	第3	1	(4)	エ)	①レクリエーションプール	レクリエーションプールは、「流れるプール」「スライダー」「幼児用プール」以外の提案は不可でしょうか。	レクリエーションプールについては、「流れるプール」「スライダー」「幼児用プール」は必須施設ですが、それ以外の提案も可能です。
104	22	第3	1	(4)	エ)	②園地	運動公園として相応の規模とありますが、相応の規模とは具体的にどの程度(何m程度)でしょうか。	園地のシンボルとなるような、規模(設置範囲が約100㎡以上)で、かつ、スライダー・ラダー・ネット・トンネル・アーチ・ブリッジ・ステップなどの複合的な機能を有し、奈良県の特徴を盛り込んだ大型複合遊具を希望しています。
105	22	第3	1	(4)	エ)	②園地	アプローチ広場、芝生広場及び園路等を整備するとありますが、利用できる範囲で、既設の園地の舗装、工作物、排水路、植栽等残して計画してもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	22	第3	1	(4)	エ)	②園地	園地に設置する遊具については「運動公園として相応の規模であることが望ましい」との定めですが、本事業はかなりの園地敷地がありますので、コストのかけ方次第で提案にかなりの幅が出てきます。コストと評価基準の関係については明確にしていたらとの理解でよろしいでしょうか。	具体明示となるかは未定です。評価に関しては審査委員会においてなされます。
107	22	第3	1	(4)	エ)	②園地	園地内に遊具の設置を求められていますが、当該要求が魅力的な施設であることという要求のみになっております。遊具は種類によって設置費用やメンテナンスコストも大きく異なりますので、事業費に大きく影響します。事業者選定基準にどれだけ反映されるか不明ですが、当該記載のみでは提案しづらい状況にありますので、より具体的な要求水準の開示をお願いします。	園地のシンボルとなるような、規模(設置範囲が約100㎡以上)で、かつ、スライダー・ラダー・ネット・トンネル・アーチ・ブリッジ・ステップなどの複合的な機能を有し、奈良県の特徴を盛り込んだ大型複合遊具を希望しています。
108	22	第3	1	(4)	エ)	②園地	「遊具」において、県が設置を懸念する遊具がありましたら、ご教示ください。	都市公園における遊具の安全確保に関する指針等に準拠し、遊具を設計・施工することとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
109	22	第3	1	(4)	エ	③テニスコート・野球場	テニスコート・野球場について利用率の向上のために適切な改修を行うとなっておりますが、野球場のサイズ等の変更(観客席設置等)を行うことは可能でしょうか。	野球場のグラウンド内のサイズは変更不可とします。
110	22	第3	1	(4)	エ	③テニスコート・野球場	「本事業においてさらに利用率の向上のため適切な改修を行う」は要求事項ですか。	ご理解のとおりです。
111	22	第3	1	(4)	エ	③テニスコート・野球場	「適切な改修を行う」とありますが、「施設整備期間において、県の実施した改修に加え更なる改修を行わなければならない」とのご意向でしょうか？ 「運営期間開始後、利用状況に応じて、適宜改修を行う(必要がなければ行わない)」のご意向でしょうか？	施設整備期間における更なる改修については事業者の提案に委ねます。
112	22	第3	1	(4)	エ	③テニスコート・野球場	平成22年度に貴県が行われる一部改修工事の竣工図書等は公表していただけるのでしょうか。また、その場合、時期はいつ頃でしょうか。ご教示願います。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
113	22	第3	1	(4)	エ	④ジョギングコース・サイクリングコース・サイクリングステーション	公園内にサイクリングコースを設定した場合、他利用者の導線と交差し、危険を伴う可能性があるように考えます。交差点に対する配慮についての考えを具体的に明示ください。	歩行者動線との分離については、事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
114	22	第3	1	(4)	エ	④ジョギングコース・サイクリングコース・サイクリングステーション	「ジョギングコース」「サイクリングコース」において、県が想定しているコース整備の程度をご教示ください。	コース幅員・仕様等は、事業者の提案に委ねます。
115	22	第3	1	(4)	エ	④ジョギングコース・サイクリングコース・サイクリングステーション	ジョギングコース及びサイクリングコースの整備対象範囲は、添付資料②で示されるジョギングコース、ジョギング・サイクリングコースと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	22	第3	1	(4)	エ	④ジョギングコース・サイクリングコース・サイクリングステーション	添付資料-②に示す赤枠の外に位置するジョギング及びサイクリングコースは本事業の対象エリアに含まれますか。	含まれます。
117	23	第3	1	(4)	エ	⑤フラワーセンター・ファミリープール	解体撤去を行うとありますが、この場所に造作物・建築物を建てる事は可能でしょうか？	可能です。
118	23	第3	1	(4)	エ	⑤フラワーセンター・ファミリープール	実施方針の質疑では、フラワーセンターの閉園時期については県が決定するとされているが、入札公告の時点では正式に決定され、開示いただけると理解してもよろしいでしょうか。	閉園時期については、現在検討中です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
119	23	第3	1	(4)	エ	⑤フラワーセンター・ファミリープール	本事業においてフラワーセンターは解体・撤去のみを実施すればよいという理解でよろしいでしょうか。また、機能移転等については、別途、貴県が入札されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	24	第3	1	(5)	ア	必須施設	当公園の地域防災計画における位置付けされていますか。あれば、その機能と必要施設及び施設規模等をご提示ください。	地域防災計画には位置づけられていません。
121	24	第3	1	(5)	ア	必須施設	本事業では雨水の流出抑制機能及び流出抑制施設の設置は義務づけられていますか、あればご提示ください。	大和川流域総合治水対策に関する指針・基準、及び大和郡山市開発指導要綱に基づきます。
122	24	第3	1	(5)	ア	必須施設	医務室の医薬品は貴県にて準備するという理解でよろしいでしょうか。また、事業者にて準備する場合は市販の常備薬を設置していればよいのでしょうか。	医薬品は事業者が準備し、市販の常備薬程度を設置下さい。
123	24	第3	1	(5)	ア	必須施設	園地における大型遊具について、入場無料の大型遊具を設置している公園と有料の大型遊具を設置した公園がありますが、貴県の想定している大型遊具のレベルをご教授下さい。	無料の大型遊具を想定しています。
124	25	第3	1	(5)	ア	必須施設	更新に関する費用は、応募者の負担と理解して宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	25	第3	1	(5)	ア	必須施設	プールの公認取得申請及び公認取得申請費用とは、初回時及び更新時を含めてのことと理解してよろしいでしょうか。	初回の公認申請に係る申請費用及び公認測量者の旅費は県が支払います。必要図書を作成作業等は事業者負担とします。公認再申請に係る費用は事業者負担です。
126	25	第3	1	(5)	イ	自主提案	自主提案における施設は、建設後本施設とともに県へ引渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	自主提案施設については、事業期間を通じて事業者の所有とします。
127	25	第3	1	(5)	イ	自主事業	例)がいくつか挙げられていますが、屋根付き、もしくは建築物としてのハード整備は可能でしょうか？	自主事業については、屋根付き、もしくは建築物としてのハード整備は可能です。
128	25	第3	1	(5)	イ	自主提案	自主提案による施設について、土地を使用するにあたって、使用料等の徴収をお考えであれば、具体的な料金設定をお示しください。	入札公告時において示します。
129	25	第3	1	(5)	イ	自主提案	以下の提案は自主提案ではなく、必須施設の施設機能の拡充と考え、独立採算とは考えなくてよろしいでしょうか。 1.50mプールの屋内化 2.テニスコート、野球場の専用更衣室、控室等	ご質問の1. 及び2. とも、必須施設と一体不可分なものであれば、必須施設の施設機能の拡充とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
130	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	これまでの公園運営の中でアンケート等により利用者の声を聞かれていますと存じますが、設置希望施設を聞かれた実績がありましたら開示願います。	満足度調査は実施していますが、ご質問にある設置希望施設を問うものではありません。
131	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	自主提案を別棟で行うことを規定されていますが、当該施設を設置した場合、賃料や水光熱費はどのような負担区分となりますでしょうか。また当該自主事業から得られる収入の帰属先は事業者という理解で宜しいでしょうか。	自主提案を別棟で設置した場合、水光熱費は事業者負担となります。土地の使用料については現在検討中です。また当該自主事業から得られる収入の帰属先は事業者となります。ただし、詳細は入札公告時において示します。
132	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	別棟とするとありますが、建物の所有権、貸付の条件等をご教示願います。	別棟の場合、都市公園法5条の規定による、奈良県都市公園条例(設置管理条例)に則り、許可申請が必要となります。
133	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	自主提案事業について、事業期間が終了した際、撤去・引き渡し又は継続などの条件がありましたらご教示願います。	原則として現状回復を予定していますが、事業期間終了時に県が買い取りまたは寄贈を受ける場合もあります。現時点では、条件を定めていません。
134	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	自主提案における施設の所有権は貴県に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、事業者は貴県からの使用許可等に基づき運営する形態となるのでしょうか。また、事業期間終了時は事業者の負担にて解体・撤去をおこない現状回復するとの考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。	自主提案施設については、事業期間を通じて事業者の所有とします。なお、事業期間終了時は、原則として現状回復を予定しています。
135	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	自主提案事業は、SPCが事業主体となり構成員または協力企業に業務委託してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	25	第3	1	(5)	イ)	自主提案	テニスコートの増築等、必須施設の施設機能の拡充かつ一体不可分である施設の整備に要する費用は、建設業務に係る対価(サービス対価)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	26	第3	2	(1)	ア)	配置計画	「ファミリープールの継続利用を考慮した、施設整備工程を計画すること。」とありますが、2ページに「ファミリープールは、平成24年度については事業者により維持管理及び運営業務を行うことが望ましい。」とあります。「ファミリープールの継続利用」ができなくても要求水準未達にはならないと考えてよろしいでしょうか。	平成24年度にファミリープール運営ができない提案であっても、要求水準未達にはなりません。ただし、平成24年度のファミリープールの運営を提案いただくことを前提としています。
138	26	第3	2	(1)	ア)	配置計画	配置計画で「新プール棟」は、南北敷地のいずれに設置するかは提案者によると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
139	26	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	「屋内プール・・・、50mプール、レクリエーションプールとの間の移動が容易で・・・」とありますが、「移動が容易」とは、上記施設が隣接していることでしょうか。	屋内プールと50mプールは隣接することとします。また、レクリエーションプールとの移動の容易性にも配慮願います。
140	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	想定されている具体的な諸室の条件等があれば、ご教示下さい。	要求水準書(案)31頁以降に示すとおりです。
141	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	50m屋外プールに仮設増設することを指すのでしょうか。25m屋内プールに仮設増設は不要と考えてよろしいでしょうか。仮設席数は提案によることでよいでしょうか。	50m屋外プールは最大2000席、25m屋内プールは提案に委ねます。
142	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	「大会規模に応じた仮設席の増設に配慮すること」とありますが、どの程度の規模を想定されているかご教示下さい。	50m屋外プールは最大2000席、25m屋内プールは提案に委ねます。
143	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	VIP関連諸室との言葉が出てきますが、P24記載の「必須施設」表に該当室がございません。表内どちらの施設が該当しますでしょうか？また、表内施設以外に別途設ける必要がありますでしょうか？	VIP関連諸室の記載は削除します。なお、大会時等において来賓者と一般来館者の動線は分離できるように配慮して下さい。
144	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	「大会規模に応じた仮設席の増設等に配慮すること」とありますが、50mプール観覧席での配慮を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	大会規模に応じた仮設席の増設は、何席の増設を考えておけばよろしいでしょうか。	50m屋外プールは最大2000席、25m屋内プールは提案に委ねます。
146	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	大会規模に応じた仮設席の増設に関して、増設にともなう備品も含めた整備費用は事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
147	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	「大会利用時のVIP関連諸室及び動線は、接遇や警備に配慮した計画とすること。」と記載がありますが、「VIP関連諸室」の具体的な部屋数、必要面積等の条件をご教示願います。	VIP関連諸室の記載は削除します。なお、大会時等において来賓者と一般来館者の動線は分離できるように配慮して下さい。
148	27	第3	2	(1)	イ)	平面・動線計画	「大会規模に応じた仮設席の増設に配慮すること。」と記載がありますが、「仮設席」の具体的な席数をご教示願います。	50m屋外プールは最大2000席、25m屋内プールは提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
149	27	第3	2	(1)	エ	環境	「環境負荷の少ない建築物とするため、自然エネルギー等の利用により省エネルギー及び省資源の実現を図り、環境負荷及びライフサイクルコスト等の低減に寄与すること。」とありますが、ライフサイクルCO2の低減も考慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	27	第3	2	(1)	エ	環境	「地下水を利用する場合には、地盤沈下、近隣の地下水利用への影響等に十分配慮すること。」とありますが、近隣の地下水利用状況を開示ください。	周辺住居に井戸はありますが、実際に利用しているかは不明です。
151	28	第3	2	(1)	オ	仕上	「メンテナンスのための休館を極力無くす」とありますが、年間6日間程度の休館設定は可能でしょうか	可能な限り休館を無くし、県民が多く利用できることを期待しています。年間の休館日は事業者の提案とします。
152	28	第3	2	(1)	オ	仕上	「プール本体槽の材質・構造については、耐久性、メンテナンス性、経済性に配慮したものとし、メンテナンスのための休館を極力無くすこと。」と、記載されています。メンテナンス休館とは年間何日程度確保する事が可能でしょうか。	可能な限り休館を無くし、県民が多く利用できることを期待しています。年間の休館日は事業者の提案とします。
153	28	第3	2	(1)	オ	仕上	「プール本体槽の材質・構造については、耐久性、メンテナンス性、経済性に配慮したものとし、メンテナンスのための休館を極力無くすこと。」と、記載されています。プール槽をタイル張りとするは、耐久性にも優れ、長期のメンテナンスや補修工事も必要ありません。タイル張り(プール専用)とすべきでしょうか。	提案によります。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
154	29	第3	2	(2)	ア	①音環境	「アナウンスが聞き取りやすい明瞭度の高い音環境」とありますが、明瞭度を数値化した基準を示されないと、性能の評価で問題になると考えます。施設整備コストにも影響しますので要求水準を明確にして下さい。	明瞭度の指標である「音声伝達指標: STI値=0.4以上」が望ましいと考えます。
155	30	第3	2	(2)	ア	⑥騒音・振動	「衝撃振動、床衝撃音等について対策を講じること」とありますが、設定する基準を開示ください。	衝撃音性能等級(L値)として、受音室が「ホール等で、L-50以下」「事務室等で、L-45以下」「会議室等で、L-40以下」が望ましいと考えます。
156	31	第3	2	(2)	イ	各施設・各諸室の要求水準	本施設の休館日は年末年始以外にあるのでしょうか。	年末年始を想定していますが、それ以外は事業者の提案とします。
157	31	第3	2	(2)	イ	各施設・各諸室の要求水準	貴県にてフィットネススタジオの教室を開催する予定はあるのでしょうか。	県による開催予定はありません。事業者の提案とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
158	31	第3	2	(2)	イ)	各施設、各諸室の要求水準	全ての施設について使用する想定人数は記述されていますが、指標となる各諸室の具体的な面積、数量等をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
159	31	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	○健康増進施設 ジムトレーニングの要求水準で、「50人以上が同時に運動ができる広さ」とありますが、ストレッチや準備体操等実施される方の人数も含まれますか？	ご理解のとおりです。
160	31	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	25m屋内プールの水面積が、675㎡以上となっていて、25m×27m以上となります。コース幅2.5mとして10コース以上と解釈してもよろしいでしょうか。	10コース以上とスロープを加えた水面積です。スロープについては要求水準書を修正します。
161	31	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	○健康増進施設(フィットネススタジオ) 2室に区画した場合も、2面以上の鏡面が必要でしょうか？1室使用のときのみで宜しいでしょうか？	1室での使用時のみと考えていますが、事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
162	31	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	○競技施設 水深はプール公認規則によるとともに一般利用時(子どもから高齢者まで)の適切な水深を考慮することと記載されていますが、適切な水深とはどの程度を想定されていますか。	水深については、事業者の提案事項となります。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
163	31	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	○競技施設(深さ、コース数(25m、50mとも)) コース数量(10以上)で提案の優劣が左右されることも有るのでしょうか？	評価に関しては審査委員会においてなされます。
164	32	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	50m国内基準競泳プールにおいて、短辺使用25m公認をとるため、水面積の変更は可能でしょうか？	可能ですが、要求水準書以上としてください。
165	32	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[その他] プールサイドと水面の水平性を確保することとありますが、具体的なイメージをご教授下さい。	スタート台以外は、安全性の確保の観点より、プールサイド床レベルとプール水面レベルを出来るだけレベル差のない納まりが好ましいと考えています。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
166	32	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	○50m国内基準競泳プール(深さ、コース) 水深については、25mプールと記載が異なりますが、一般利用を考慮しなくても良いのでしょうか。事業者の提案による場合でも、入札金額と評価点の基準を明確にして頂かないと、提案が非常に難しくなります。	50m国内基準競泳プールの一般利用は考慮してください。評価に関しては審査委員会においてなされます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
167	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	競泳プール、レクリエーションプール、トレーニングジム等の更衣室について必要ロッカー数及び面積は、事業者の集客予想を基に提案することになっていますが、集客予想数及びロッカー数や面積の多少により提案の評価をしていただかないと不公平が生じるものと考えます(コストを下げるためにあえて集客予定数やロッカー数・面積を過小に見積もるケースが発生します)。必要ロッカー数のご提示をお願いできませんでしょうか。	集客予定人数やロッカー数は事業者の計画に基づくものとします。
168	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[更衣室、多目的更衣室] 「ドライヤー」とあるのは「ヘヤードライヤー」であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	更衣室においてドライヤー及び水着脱水機を設置とありますが、ドライヤー及び水着脱水機の故障・破損等における修繕及び更新は、事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	更衣室におけるドライヤー及び水着脱水機の故障・破損等における修繕及び更新は、事業者負担とします。
170	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[更衣室] 事業者による集客予想によりとありますが、運営開始後に、集客予想より遙かに多い入所者があつた場合、ロッカーの増設などのリスクを事業者が負う可能性はあるのでしょうか。	集客予測は、事業者のノウハウ発揮を期待していることから、ご質問のロッカーの増設などのリスクは、事業者負担とします。
171	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[多目的更衣室(プール用)] 2室以上とありますが、男女各1室以上なのでしょうか。また、身障者、高齢者等専用の更衣室も2室以上なのでしょうか。具体的にご教示願います。	男女としての区別はしておりません。多目的更衣室自体が、身障者、高齢者等専用の更衣室という位置づけです。
172	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	「2室以上設置すること。」と記載がありますが、必要面積等の条件をご教示願います。	バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を満たせる規模として下さい。
173	33	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[多目的更衣室(プール用)] ベッドを設置するとありますが、用途をご教示願います。	室の用途が身障者、高齢者等専用の更衣室なので、ベッドを設置することでサービスレベルが向上すると考えています。
174	34	第3	2	(1)	イ)	①新プール棟	[記者室] 記者数の基準(旧県営プールでの実績等)をお示し頂けますでしょうか？	基準はありませんが、最大15名程度を想定しています。
175	34	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[記者室] 「大会時に記者が控え、作業できるスペースを確保できること。」と記載がありますが、必要面積等の条件をご教示願います。	具体面積はありません。No.174の回答を参照し、ご提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
176	34	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	公衆電話は設置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。NTT所管の公衆電話について、NTTは公衆電話を設置しない方針となっています。	公衆電話の設置箇所数は、浄化センター公園内に現状(2台)以上とします。設置箇所については、施設配置等を考慮して設置してください。
177	35	第3	2	(1)	イ)	①新プール棟	[会議室(兼大会本部室)] 「大会運営諸室と兼用して設置することも可とする」とありますが、ここでの大会運営諸室とは、前頁「大会諸室」でしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
178	35	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[プール休憩施設] 事業者提案によるとありますが、自主提案との理解でよろしいでしょうか。その場合、事業終了時の条件をご教示願います。	プール休憩施設は必須施設です。
179	35	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[軽食・物販等施設] 表中に「所有区分及び費用区分が明確になるように設置すること」とあり、建物本体の所有は県と推察されますが、軽食施設・物販施設部分に関する賃料についてはどのように設定されているのでしょうか、ご教示ください。	入札説明書等に記載します。
180	35	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	自動販売機を施設内のふさわしい場所に設置することは可能かと思われませんが、地域の福祉・障害者関連団体が自動販売機を設置する予定はあるのでしょうか。	ご質問のような地域の福祉・障害者関連団体による自動販売機設置は予定していません。
181	35	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[軽食施設・物販施設] 「内装及び什器備品については、事業者の整備・所有(事業期間中)」とありますが、事業終了後の引渡しはどのように行うのでしょうか。	原則として現状回復を予定していますが、事業期間終了時に県が寄贈を受ける場合もあります。現時点では、条件を定めていません。
182	36	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	レクリエーション内流れるプールの水面積1,400㎡とありますが、幅5mと仮定すると300m近い距離となり、かなり長いものになります。流れるプールのコースに溜り場的なプールを複合させて1,400㎡とすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、スライダーの着水部分も含めます。
183	36	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[その他] 喫煙所は、館外であれば設置できるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
184	36	第3	2	(2)	イ)	①新プール棟	[その他] 確認ですが「全館禁煙」とは、喫煙ブース(密閉型)の設置も不要と理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
185	37	第3	2	(2)	イ)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[アプローチ広場] 「多目的に利用可能な」とありますが、利用形態として想定されていることはありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
186	37	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[芝生広場] 今回対象地に隣接して自由広場がありますが、その利用実態はどのようなものでしょうか。また、利用条件、今回施設との連携などに留意点はありますか。	自由広場の利用人数については把握していません。また、連携については、施設全体を考慮して提案してください。
187	37	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[便所・休憩施設] 駅前の便所の改修工事も事業者負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	37	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[便所・休憩施設] 「便所は駅前の改修を含め、」とありますが、添付資料⑦-1より、L公衆便所(駅前)は今回撤去とあります。改修工事とすることでよろしいでしょうか。	撤去後、新設となります。
189	37	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[便所・休憩施設] 駅前の便所は改修となっていますが、添付資料⑦-1では今回撤去となっています。どちらが正しいのでしょうか。	撤去後、新設となります。
190	37	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[その他必要施設・設備] 当公園は、防災上の位置づけ(避難支援拠点など)は有していますでしょうか。また特に防災機能面から必要とされるべきことがありますでしょうか。	当公園は、運動公園としての位置づけとしていません。防災機能については事業者の提案に委ねます。
191	37	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[その他必要施設・設備] 地域からの要望等が取りまとめられている調査等があればご教示願えませんでしょうか。	公表できる資料はございません。
192	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[利用者用駐車場] 合計550台以上とは、バス等の大型車両を含めた数字で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
193	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[利用者用駐輪場] 管理者(事業者等)が使用する駐輪場は「利用者用駐輪場(100台以上)」に含めることはできるのでしょうか。もしくは利用者用駐輪場とは別に設ける必要があるのでしょうか。	利用者駐輪場とは別に、事業者等が使用する管理者駐輪場を設けてください。
194	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[利用者用駐輪場] 自転車、原動機付き自転車、自動二輪の計100台の内訳は提案によることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[管理者用駐車場] 管理者用駐車場の一部を、管理者用駐輪場として差し支えないでしょうか。また、従業員通勤用の自動車・バイク・自転車も事業に差し支えない範囲で駐車駐輪してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
196	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[テニスコート、野球場] 事業者による改修工事は必須と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、テニスコートの人工芝化は希望します。
197	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[野球場] 「…資するスポーツ施設として、整備を行うこと。」とありますが、整備を行うことが要求水準として必要なのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
198	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[ジョギングコース・サイクリングコース] 「交通事故を防止する等安全面には十分に配慮すること」とありますが、必ず、駅からの歩行者動線と交差します。そもそも公園敷地内に本格的なサイクリングコースを設定することに対して、貴県としてどのようなレベルの安全性を求めているのでしょうか。スピード制限の設定等がありますでしょうか。もし、人身事故が起こった場合の責任区分の明確化をお願いします。	本サイクリングコースは、一般県道大和郡山・田原本・橿原自転車道とファミリー公園前駅と連結するコースを想定しており、公園内を周遊することは想定していません。自動車・自転車・歩行者との安全性を確保している構造として、構造的瑕疵が問われない施設を提案してください。
199	38	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[ジョギングコース・サイクリングコース] 「舗装の更新」とは、全線でしょうか？また、「浄化センターとの間」とあるフェンスの設置部分をご指示ください。	舗装の更新は全線考えています。フェンスについては、浄化センター境界部へのフェンスの設置を実施ください。西側の浄化センター内の整備については、縁石、フェンスの設置等を実施ください。
200	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[ジョギングコース・サイクリングコース] 「浄化センターとの間にフェンスを設けること」とありますが、浄化センター管理通路歩道に設けるコースにも必要でしょうか。	浄化センター管理用道路歩道に設けるコースについては、車道と歩道の境にフェンスを設置してください。
201	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[ジョギングコース・サイクリングコース] フェンス設置範囲は、本事業対象範囲外も含めた範囲、すなわち添付資料②に示すジョギングコース及びジョギングコース・サイクリングコースの全周と理解してよろしいでしょうか。	浄化センター内のジョギングコースにおいてフェンスを設置してください。
202	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[サイクリングステーション] 予定されているサイクリングステーションは持ち込み利用とレンタル利用の両方を想定していらっしゃいますか。	サイクリングステーションは持ち込み利用を想定しています。
203	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	サイクリングステーションには作業場や洗車場また30台の駐輪スペースの設置が必要なため、新プール棟と離す方が利便性に優れたものになると考えますが、要求水準にある「新プール棟と一体化」とする理由をご教示ください。	配置計画上でやむをえない場合、また動線計画上で有効な場合には分離しても構いません。ただし、運営において利用者の利便性に配慮してください。
204	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	サイクリングステーションは新プール棟と一体とすることとなっておりますが、配置計画上でやむをえない場合、また動線計画上で有効な場合は分離することは可能でしょうか。	配置計画上でやむをえない場合、また動線計画上で有効な場合には分離しても構いません。ただし、運営において利用者の利便性に配慮してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
205	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[作業場] 電動空気入れ、スタンド及び工具等を事業者にて設置した場合、盗難等があった場合は、貴県にて更新して頂けるのでしょうか。	防犯面への配慮を行い、ご質問のような場合には事業者にて更新をお願いします。
206	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[作業場] 電動空気入れ、スタンド及び工具等を事業者にて設置した場合、利用者から使用料を徴収しても良いのでしょうか。その場合の収入の帰属は事業者という理解でよろしいのでしょうか。	電動空気入れ、スタンド及び工具等の使用は無料を想定しています。
207	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[サイクリングステーション(ロッカー、更衣室)] 「新プールと兼用することも可とする」とありますが、必要台数・ブース数が常に確保できていれば、新プール棟のロッカー・更衣室と兼用できる(一体のものとしてできる)とのもののでしょうか？ それとも、新プール棟の更衣室の一部を専用に確保するとのもののでしょうか？	サイクリングステーション(ロッカー、更衣室)は、プール利用者用のロッカー・更衣室とは区別してください。
208	39	第3	2	(2)	1)	②公園機能施設(新プール棟以外)	[自転車及び荷物搬送カウンター] 自転車を10台分程度保管できるとの記述ですが、10台分程度を上回った場合を想定しなくてもよろしいのでしょうか。	可能性が無いとは言えませんが、要求水準としては記載のとおりです。
209	39	第3	2	(3)		解体施設の要求水準	「外構舗装(埋設物・路盤を含む)を解体撤去すること。また、地下タンク等の地中構造物についても解体・撤去すること。」とありますが、撤去すべき地中埋設物・地中構造物を図面で明確にご提供頂けますでしょうか。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
210	39	第3	2	(3)		解体施設の要求水準	「・・・地下タンク等の地中構造物についても解体・撤去すること。」とありますが、利用していた目的や構造をご教示ください。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
211	39	第3	2	(3)		解体施設の要求水準	地下タンク、杭基礎等の地中構造物の詳細(位置、大きさ等)をご教示願います。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
212	39	第3	2	(3)		解体施設の要求水準	「植栽については、・・・可能な限り、移植することとする。」とありますが、配置計画の自由度が制限される場合や、経済的な合理性がない場合等には、28ページの「園地植栽」の項にあるように「同等の樹木本数を確保する」とことと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	40	第3	2	(4)	7)	耐震安全性	分類はⅢ類とありますが、重要度係数はI=1.25とあります。Ⅲ類であればI=1.00と考えられますが、I=1.00としてよろしいのでしょうか。	Ⅱ類(I=1.25)として下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
214	40	第3	2	(4)	ア)	耐震安全性	建築構造体の耐震安全性の分類をⅢ類と記載されていますが、目標内容・備考記載の重要度係数にはⅡ類の内容が記載されています。分類をⅡ類とするのが正と考えてよろしいでしょうか。	Ⅱ類(I=1.25)として下さい。
215	40	第3	2	(5)	ア)	基本的事項	「予備回路を計画すること」とあり、その回路数として25%程度のご提示がありますが、官庁施設の建築設備設計基準によれば実装回路数の約20%との指針もあります。予備回路数は、費用対効果、LCCを考慮した事業者計画と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	41	第3	2	(5)	イ)	電灯・コンセント	「・非常照明、誘導灯等は、関係法令に基づき設置すること。また、重要負荷の電源回路には避雷対策を講じること。」と記載がありますが、「重要負荷」の定義について、ご教示願います。	原則として利用者の安全性の確保など、法規制上必要なものを「重要負荷」と考えますが、事業者の提案において、施設の継続運営などで重要と思われる負荷も「重要負荷」と考えます。
217	42	第3	2	(5)	ウ)	受変電・発電設備	「保安用自家発電設備の設置は、事業者の提案による」とありますが、一方で「重要負荷へ停電時の送電用として設置すること」とあります。ご提示のある「対象負荷」用の自家発電設備の設置は要求水準であるとの理解で宜しいでしょうか。	原則として利用者の安全性の確保など、法規制上必要なものを「重要負荷」と考えますが、事業者の提案において、施設の継続運営などで重要と思われる負荷も「重要負荷」と考えます。
218	42	第3	2	(5)	ウ)	受変電・発電設備	受変電・発電設備は、「オイルレス化、省エネルギーを考慮したシステムとすること」とありますが、P48の熱源設備にはそのような指定がありません。機器選定での指定の違いのご趣旨をご説明いただけませんか。	受変電設備の「オイルレス化」のオイルは、主に「絶縁油」を指します。省エネルギーを考慮した機器選定は、熱源設備でも願います。
219	42	第3	2	(5)	ウ)	受変電・発電設備	「・防災用非常電源・予備電源装置は……保安動力(重要室の換気・空調、給排水ポンプ)、保安照明……含むこと。」と記載がありますが、「重要室」の定義について、ご教示願います。	事業者の提案において、施設の継続運営などで重要となる室を想定してします。
220	42	第3	2	(5)	エ)	中央監視設備	光熱水費等の計量データを構内LANに接続可能とするための機能と配線スペースとありますが、機能や配線スペースは事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	43	第3	2	(5)	カ)	情報通信設備	幹線敷設用ケーブルラックを設置とありますが、設置場所についてご教授下さい。	設備計画にてご提案下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
222	43	第3	2	(5)	カ	情報通信設備	1項目目に、「情報システム及び情報通信環境を計画すること」とありますが、情報システム機器、ソフト等は運営業務に含まれ、電気設備では、情報インフラ(LAN機器、LAN配線)を計画すると考えてよろしいでしょうか。	事業者内における業務区分については、事業者の提案に委ねます。
223	43	第3	2	(5)	カ	情報通信設備	8項目目に、「非常用呼出用の押釦、事務室に表示盤を設置すること」とありますが、P.44 サ)防犯管理設備(の1項目目)「警報呼出表示」と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	43	第3	2	(5)	カ	情報通信設備	LANが導入可能なようにとありますが、導入する諸室は事業者想定し、提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	43	第3	2	(5)	カ	情報通信設備	「・本施設内各主要諸室まで電話回線を引き込み……」と記載がありますが、貴県で利用する回線数をご教示願います。	事務室に2回線以上の引込みをお願いします。
226	43	第3	2	(5)	カ	情報通信設備	「・各種大会開催時には大会主催者が臨時に使用出来る電話回線を確保……」と記載がありますが、必要とされる回線数と教えていただきたいことと、「電話回線」の利用権利及び利用料金は、何方が受け持つ区分となるのでしょうか、ご教示願います。	大会開催時に必要な回線数については、昨今の情報通信設備の実状や大会時開催時の実状などに対し、事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。利用権利及び利用料金については、事業者負担とします。
227	43	第3	2	(5)	カ	情報通信設備	「・大会開催時に臨時の電話回線数を確保できるようにすること。」と記載がありますが、具体的に何回線を確保すればよいのでしょうか、ご教示願います。	大会開催時に必要な回線数については、昨今の情報通信設備の実状や大会時開催時の実状などに対し、事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。
228	43	第3	2	(5)	キ	入退場管理設備	入退場管理設備の設置について、施設の利用者の入退場のチェックや入場者数のカウントが趣旨と理解致しますが、設備設置以外の方法(人的管理等)でこれらを達することができる場合にも設備の設置が求められるものでしょうか？	基本は「入退場管理設備設置」を想定しています。ただし、機械管理と同等以上の管理が可能であれば、人的管理等も可とします。
229	43	第3	2	(5)	キ	入退場管理設備	入退場管理設備の設置はレクリエーションプールのみでよろしいのでしょうか。	「入退場管理設備の設置」は、健康増進施設・競技施設・レクリエーションプールを想定しています。駐車場については、事業者の提案に委ねます。
230	43	第3	2	(5)	キ	入退場管理設備	具体的にはどのような設備を想定されていますか。	券売機、入場ゲート、精算機及び集計のためのパソコン等を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
231	43	第3	2	(5)	ケ	テレビ共同受信設備	「商業放送」とは、地上波デジタル及びBS放送との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	44	第3	2	(5)	コ	プール音響設備	周辺機器とありますが、想定されている設置場所があればご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
233	44	第3	2	(5)	サ	防犯管理設備	「・監視カメラの映像は録画できる機器とすること。」と記載がありますが、録画時間・録画能力の条件はないのでしょうか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
234	44	第3	2	(5)	シ	火災報知設備・防火排煙設備	中央監視室とありますが、事務所内へ監視設備を設け、さらに部屋にするとの理解でよろしいでしょうか。	事務所内への監視設備の設置のみで良いです。
235	44	第3	2	(5)	ス	テレビ電波障害防除設備	2項目目に、「設計時に事前調査を実施し…」とありますが、対象の受信波は地上デジタル波のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	44	第3	2	(5)	セ	計時計測設備	添付資料⑧に記載されている備品リストにおいて、競技用備品リストがありますが、計時計測設備とは別の備品とのご理解でしょうか。	備品リスト内の競技用備品リストは、計時計測設備内の備品です。
237	44	第3	2	(5)	セ	計時計測設備	計時計測設備の必要個数、具体的な設置場所がありましたら、ご教示願います。	大会利用を行うプールの必要箇所を設置する事とし、事業者の提案に委ねます。
238	45	第3	2	(5)	セ	時計計測設備	時計計測機器は設置時の最新機器とありますが、提案書提出時から設置時まで時間があるため、機器の金額が把握できかねます。従いまして、提案時点での最新機器という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	45	第3	2	(6)	7)	基本的事項	「地球温暖化防止等地球環境に配慮し、環境負荷の低減とエネルギー効率の高い熱源システムを選定し、二酸化炭素の削減と光熱水費の削減を目指すこと。」とありますが、二酸化炭素の削減量を算定するにあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき毎年公表されている電力会社の個社値(平成20年度の関西電力の個社値は0.299kg-CO ₂ /kWh、平成21年12月28日官報にて公表、経済産業省・環境省告示第9号)を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	45	第3	2	(6)	7)	基本的事項	5項目目に、「外気温の設定基準温度は、冬期0.4℃、夏期34.7℃」とありますが、イ)空調設備の4項目目には、「室内外温湿度条件は、「建築設備設計基準・同要領」を参考とすること」とあります。どちらの条件を採用するのでしょうか。	建築設備設計基準最新版に示された、奈良県の値を採用してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
241	47	第3	2	(6)	ウ)	給水設備	「周辺地域に影響の少ない給水計画を行う。」と記載がありますが、「影響の少ない」とは、周辺地域に対して何の影響に対して考慮すればよろしいでしょうか、ご教示願います。	水圧や水量の低下等の影響について考慮願います。
242	47	第3	2	(7)	ウ)	給水設備	6項目目に、「プール水の補給は落とし込み方式とし」とありますが、オーバーフロー方式のろ過循環方式では、環水槽への間接給水(落とし込み方式)は可と考えてよろしいでしょうか。	還水槽への間接給水(落とし込み方式)であれば可とします。
243	47	第3	2	(7)	ク)	プール循環ろ過設備	ろ過設備の逆洗排水は既設排水本管に直放流できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	48	第3	2	(7)	ク)	プール循環ろ過設備	高度処理装置とは具体的にどのようなシステムが該当するのか、ご教示ください。	各メーカー等により新しい技術を利用した、プールの水質浄化システムが提案されています。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。なお、提案において具体的な実例・数値等をお示しいただくことを併せて期待しています。
245	48	第3	2	(7)	ク)	プール循環ろ過設備	高度処理装置の定義をご教授下さい。	各メーカー等により新しい技術を利用した、プールの水質浄化システムが提案されています。事業者のノウハウを駆使され、より良い提案を期待しています。なお、提案において具体的な実例・数値等をお示しいただくことを併せて期待しています。
246	49	第4	1	(2)	ア)	設計及び設計関連業務	①設計図書の作成(透視図、模型を含む)とありますが、模型の仕様がありましたらご教示願います。	公園全体をA1版程度の大きさで、腰高の台座(アクリルケース付き)程度を想定しています。
247	49	第4	1	(2)	ア)	設計及び設計関連業務	「設計図書の作成(透視図、模型を含む)」とありますが、模型の大きさ等をご教示ください。	公園全体をA1版程度の大きさで、腰高の台座(アクリルケース付き)程度を想定しています。
248	50	第4	1	(3)		業務の対象範囲	ジョギングコースは建設及び建設関連業務と既存施設の改修関連業務が対象となっているが、サイクリングコースは建設及び建設関連業務のみが対象範囲となっています。業務内容の差がどのように異なるのかご教示願います。	サイクリングコースにも改修関連業務が含まれます。要求水準を修正します。
249	51	第4	1	(3)		業務の対象範囲	※印注釈で「県が実施する予定の一部改修工事において残存した部分の改修工事」とありますが、具体的な改修箇所を教えてください。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
250	51	第4	1	(4)		統括責任者及び業務責任者	必要に応じて、1人の人間が統括管理責任者、総括責任者及び業務責任者を兼務することも可能でしょうか。	可能です。
251	51	第4	1	(4)		統括責任者及び業務責任者	統括責任者及び業務責任者の常駐、非常駐及び期間については事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す範囲内において提案してください。
252	51	第4	1	(4)		統括責任者及び業務責任者	個別業務において、一人の人間が複数の業務責任者を兼務することは可能とでしょうか。 例:) ①設計及び設計関連業務責任者と工事監理業務責任者を1人の人間が兼務 ②建築物保守管理業務責任者と建築設備保守管理業務責任者を1人の人間が兼務	可能です。
253	54	第4	2	(1)	オ)	②実施設計図書	工事費内訳は基本設計完了時ではなく、実施設計完了時に、提出を行うという理解で宜しいでしょうか。また、その際は複合単価での作成は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	工事費内訳は実施設計完了時に提出してください。また、複合単価で作成してください。なお、複合単価については労務費と材料費等が区別できるようにしてください。
254	55	第4	2	(2)	イ)	建設業務に関する基本方針	「建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者が責任を負う」とありますが、すべてのリスクを無制限に事業者が負担することは負荷が大きすぎます。「～起因する遅延のうち、事業者の責によるものに関しては、事業者が責任を負う」としていただけませんかでしょうか。	原文のとおりとしますが、むやみに事業者の責任とすることはいたしません。
255	56	第4	2	(2)	ウ)	②使用材料等	使用材等の詳細についての協議は、事業者提案と同等品の範囲内で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業者提案を勘案し協議を行います。
256	56	第4	2	(2)	ウ)	④電波障害対策工事	「④施設整備に伴い、…VHF、UHF、地上デジタルとする。」と記載がありますが、平成23年7月より、地上デジタル放送に切り替えられると思いますが、「VHF、UHF」の対応も必要なのでしょうか、ご教示願います。	地上デジタル放送への対応とします。
257	59	第4	2	(2)	キ)	①竣工検査	「確認の可否及び引渡し」について、SPCと施工企業との請負契約において、SPCが原始取得者である旨を明記すれば、不動産取得税はSPCに課税されない(提案価格に含めなくてよい)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりと考えています。最終な判断は事業者リスクにて確認の上、行ってください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
258	62	第4	2	(3)	ア)	解体・撤去工事業務	「解体・撤去工事の時期は平成24年のファミリープールの運営期間以降とする」とありますが、平成24年のファミリープールの運営については要求水準外とお示し頂いております(3ページ「事業スケジュール」項目)。平成24年の運営を行わない場合の解体・撤去工事の時期についてお示し下さい。	平成24年のファミリープールの運営は提案いただく前提としてスケジュールを組んでおります。
259	62	第4	2	(3)	イ)	解体・撤去工事の範囲	①ファミリープール②フラワーセンターの躯体現況図等の開示を願います。	資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
260	62	第4	2	(3)	イ)	解体・撤去工事の範囲	③本施設の建設及び運営に障害とならない地下埋設物等は残置してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	63	第4	2	(3)	ウ)	解体・撤去工事の留意事項	⑤アスベスト・PCBが発見された場合の処理費用又は保管費用は、貴県の負担と理解して宜しいでしょうか。	入札公告時において事業契約書(案)で示します。
262	63	第4	2	(3)	ウ)	解体・撤去工事の留意事項	⑤「アスベスト・PCB使用の有無について改めて事前調査を行う…」と明記されていますが、発見された場合の処理費用は、事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時において事業契約書(案)で示します。
263	63	第4	2	(3)	ウ)	⑤解体・撤去工事の留意事項	「解体・撤去する施設において、アスベスト・PCB使用の有無について改めて事前調査を行うとともに、発見された場合には県に報告し協議を行ったうえで、関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、適切に処分・処理を行うこと。」とありますが、当処分・処理の費用は県の負担との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時において事業契約書(案)で示します。
264	63	第4	2	(3)	ウ)	⑤解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCB使用の有無について、解体・撤去する施設の現地調査が入札前に可能と考えて宜しいでしょうか？または、施設の図面・資料等の開示があると考えて宜しいでしょうか？	アスベスト・PCB調査の結果、使用していない結果となっています。資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
265	63	第4	2	(3)	ウ)	⑤解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCB使用の有無履歴を開示ください。撤去費用算出に影響します。	アスベスト・PCB調査の結果、使用していない結果となっています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
266	63	第4	2	(3)	ウ)	⑤解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCB使用有無について事前調査を行った結果、発見された場合は本事業とは別途、貴県の費用負担で処分、処理が行われると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時において事業契約書(案)で示します。
267	63	第4	2	(4)	ア)	備品の調達方法	備品を買取(購入)とリースで調達した場合、調達業務を分けて、2社以上の企業がそれぞれ業務を担当することは可能でしょうか。 例: 買取(購入)は設計及び建設企業 リース調達は維持管理企業	可能です。ただし、リースは客観的合理性があり、県に不利益を及ぼさない範囲で可能とします。
268	63	第4	2	(4)	ア)	備品の調達方法	リース方式により調達した備品は、事業終了後に事業者が回収するものと思慮しますが、事業終了後、県に引き渡した方が望ましいと思われる備品の取扱いについては、県と協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、リースは客観的合理性があり、県に不利益を及ぼさない範囲で可能とします。
269	63	第4	2	(4)	ア)	備品の調達方法	事業者が維持管理・運営を行ううえで必要とする什器・備品(事業者が使用する事務机、椅子、ロッカー、設備工具、清掃用具(【添付資料-⑧】記載以外の備品)等)の費用負担区分についてご教示ください。	県が独自に設置する備品以外は全て事業者負担とします。
270	63	第4	2	(4)	イ)	備品の所有者	リース方式で調達した備品は県の所有物とはならない趣旨の記載がありますが、事業終了時においても所有権の県への帰属は不要と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、リースは客観的合理性があり、県に不利益を及ぼさない範囲で可能とします。
271	63	第4	2	(4)	イ)	備品の所有者	添付資料-⑧に提示した備品及び自主提案に係る事業以外の備品で添付資料-⑧に提示していない備品については、貴県の所有物とのことですが、修理・更新等も貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	県が追加的に独自に設置した備品は県が修繕・更新等を行います。管理は行ってください。
272	63	第4	2	(4)	イ)	備品の所有者	「自主提案にかかる事業を実施するために事業者が調達する備品については、県の所有物とはしない」とありますが、本事業の終了後、備品の扱いはどのようになるのでしょうか。	原則として撤去していただきます。
273	63	第4	2	(4)	イ)	備品の所有者	【添付資料-⑧】に提示した備品以外で必要と考えられる備品は、建設業務に係る対価(サービス対価)と理解してよろしいでしょうか。	事業者が必要と判断し、提案したものについては設計及び建設業務に係るサービス対価の範囲内となります。
274	64	第4	2	(5)	ア)	工事監理業務	1名以上の常駐監理体制を整えることとありますが、園地、テニスコート等の公園機能施設の工事監理者を兼務することも可能でしょうか。	参加資格を満たしていれば可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
275	64	第4	2	(5)	ア)	工事監理業務	園地、テニスコート、野球場等の公園機能施設の工事における工事監理者は、1名以上の常駐監理者が兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格を満たしていれば可能です。
276	64	第4	2	(6)	ウ)	プール公認取得申請補助	プール公認申請(更新時も含む)の申請料は貴県が支払うことでよろしいでしょうか。また、公認測量時の公認測量者の旅費等についても、貴県が支払うことでよろしいでしょうか。	公認取得時に係る申請費用及び公認測量者の旅費は県が支払います。更新時は事業者負担とします。
277	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	「プレオープンや供用開始イベント、無料開放等共用開始準備の業務」内容は事業者の提案範囲内で協議、実施されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	本事業のプレオープン等の業務は、事業者の負担とありますが、竣工式典は、貴県にて行われるという理解で宜しいでしょうか。	式典の有無については調整中です。
279	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	「プレオープンや供用開始イベント……全て事業者の負担で行うこととし、」とありますが、あくまで事業者が当初提案した供用開始準備業務との認識でよろしいでしょうか。提案以外に追加の業務が発生した場合、当初予算には見積もられておらず、SPCの事業計画に影響が発生する場合があります。	ご理解のとおりです。
280	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	引渡し後に貴県が主催のオープン式典は行うのでしょうか。その場合の費用については、貴県の負担で行うことでよろしいでしょうか。	式典の有無については調整中です。
281	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	供用開始業務としてプレオープン・供用開始イベント・無料開放が記されておりますが、あくまで一例であり、事業者にて最適な開業準備業務を判断するものと理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
282	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	供用開始準備期間は、いつからいつまでの期間を想定されているのでしょうか。	施設の引渡し期限は平成26年6月1日とします。それ以前の準備期間を予定する場合は提案してください。
283	65	第4	2	(6)	エ)	供用開始準備	供用開始準備期間は、維持管理企業及び運営企業へのサービス対価は支払われないという理解でよろしいのでしょうか。また、プレオープン及び無料開放等の広報は貴県にて実施して頂けるとの理解でよろしいのでしょうか。それとも事業者にて実施しなければならないのでしょうか。	供用開始準備期間のサービス対価の支払いについてはご理解のとおりです。また、広報については、事業者が設立したHP等で事業者にてお願いします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
284	65	第4	2	(6)	エ	供用開始準備	供用開始準備期間は、維持管理企業及び運営企業へのサービス対価は支払われないという理解でよろしいのでしょうか。	供用開始準備に係る名目のサービス対価は支払われません。
285	65	第4	2	(6)	エ	供用開始準備	「プレオープンや供用開始イベント、無料開放等…」とありますが、前述供用開始イベント種別は、県指定項目でしょうか、提案項目によるのでしょうか。	提案項目とします。
286	65	第4	2	(6)	エ	供用開始準備	現段階において貴県が考えられている供用開始にともなうイベント等をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
287	65	第4	2	(6)	オ	県への本施設の引渡し	「引渡し予定日までに本施設の所有権を県に移転する手続きを行い…」と明記されていますが、手続き費用は県の負担と考えてよろしいのでしょうか。	事業者負担となります。
288	67	第5	1	(3)		業務の対象範囲	小区分の軽食施設・物販施設について、業務の対象範囲として、備品等保守管理業務・清掃業務・警備業務・環境衛生管理業務・修繕業務とありますが、備品の所有者は事業者となっていますが、業務範囲に含めるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	68	第5	1	(4)		業務実施の基本方針	事業終了後1年間は大規模修繕を必要としない維持管理業務をおこなうこととありますが、事業期間終了後は、貴県にて維持管理を行うものとし、事業者は事業期間終了までの更新・修繕を確実に行いなさいという理解で宜しいのでしょうか。	合理的な経常修繕を除き、事業終了後1年以内に大規模修繕が発生した場合には対応をいただくこととなります。
290	68	第5	1	(4)		業務実施の基本方針	(一番最後の・) 「県が実施する大規模修繕を発生させないこと。」とありますが、大規模修繕の定義、範囲をお教えてください。(建築と設備における大規模修繕)	経常修繕を超える規模の修繕です。
291	68	第5	1	(4)		業務実施の基本方針	「事業期間中に県が実施する大規模修繕を発生させないこと。」とありますが、通常10年を超えますと塗装・シール・外装等の大規模修繕が発生します。どのように考えればいいのでしょうか。大規模修繕は事業範囲外ですが、発生した場合は事業者負担ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	68	第5	1	(4)		業務実施の基本方針	大規模修繕の定義をご教示下さい。	経常修繕を超える規模の修繕です。
293	68	第5	1	(5)		総括責任者及び業務責任者	「総括責任者と業務責任者を兼務することは可能とする」とありますが、業務効率を考え、各業務責任者どうしを兼務することは可能でしょうか。	可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
294	68	第5	1	(5)		総括責任者及び業務責任者	「総括責任者と業務責任者は兼務することは可能とする。」とありますが、業務責任者が維持管理業務の各業務を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
295	68	第5	1	(6)		業務水準書	業務水準書を作成する場合、要求水準に基づく、目的、対象範囲、調査・点検・管理・整備等の内容、評価判定、対策措置方法等を記載すればよいのでしょうか。	詳細は受託後に協議します。
296	68	第5	1	(6)		業務水準書	当該資料は、受注後に作成するとの理解で宜しいでしょうか？または、応札時に案を提示すべきでしょうか？	受注後に作成して下さい。
297	69	第5	1	(7)		年度業務計画書	修繕業務計画書は、15年間の長期計画と、これに基づく年度計画としてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	70	第5	1	(8)		業務報告書	日報は事業者にて保管して、貴県から指示があった場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	「追加で発生した維持管理にかかる費用は、事業者負担とする」とありますが、毎年度の大会開催の日程の明確化をしていただかないと、追加となる維持管理費用の算定ができません。「追加で発生した維持管理に係る費用は、県との協議の上負担割合を調整する」というような文言に修正いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。なお、大会開催時の運営は主催者が全て実施することを想定しています。過去の大会開催実績は要求水準書(案)添付資料-⑨大会一覧表に示すとおりですので、参考にしてください。
300	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	「追加で発生した維持管理に係る費用は、」とありますが、追加で発生する費用として具体的にどのような費用・内容を想定されているかご教示ください。	大会開催時の運営は主催者が全て実施することを想定していることから、現時点では追加的費用は想定していません。
301	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	「追加で発生した維持管理に係る費用は、事業者負担とする」とありますが、添付資料⑨(大会一覧表)を参考に、想定される通常業務外の費用を事業者にて入札価格に見込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	「追加で発生した維持管理に係る費用は事業者負担とする」との記載がありますが、ここにおける「事業者」とはPFI事業者でしょうか？それとも大会事業者でしょうか？ PFI事業者を示す場合、原則として前提を上回る業務はない、もしくは上回る部分の実施の裁量権が事業者にあるものとの理解でよろしいでしょうか？(そうでない場合、事業者は無償業務を指示しているものとなってしまふと考えます)	PFI事業者です。後段については、No299の回答を参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
303	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	追加で発生すると想定される維持管理業務はどのような業務があるのでしょうか。	大会開催時の運営は主催者が全て実施することを想定していることから、現時点では追加的費用は想定していません。
304	70	第5	1	(10)		費用負担	現状施設(レジャープール、園地)の光熱水費のそれぞれの種類別、月別の内訳を開示頂けますでしょうか。	平成19年度:電気水道13,720千円 平成20年度:電気水道11,600千円 平成21年度:電気水道11,468千円 (内、下水道料金は減免のため無料です)
305	72	第5	2	(3)	ウ)	要求水準	管球等の消耗品、トイレトーパー、手洗い石鹸等の衛生消耗品及びシャワー室のシャンプー等の消耗品は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者負担としますので、適切に提案してください。シャンプー等必ずとも必要ないと想定されるものについては、適切に判断ください。
306	72	第5	2	(3)	ウ)	要求水準	消耗品等について事業者負担となる場合、備えるべき消耗品についてご教示願います。 例:サイクリングステーション内洗車スペースの備品(ブラシ・洗剤・雑巾)、シャワー室(ボディソープ・マット)、手洗い(トイレトーパー・ハンドソープ)等	事業者の提案に委ねます。
307	72	第5	2	(3)	ウ)	要求水準	本施設に係る水道光熱費は貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
308	73	第5	2	(4)		清掃業務	事業者はごみの回収のみ実施し、ごみの処分にかかる費用については、貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
309	74	第5	2	(4)	ウ)	②d. 公園機能施設	「落葉期は、園路や周辺施設を中心に、日常的に清掃を行うこと」、「日常的に、園路及び広場等のゴミ拾い等の清掃を行うこと」とありますが、現状指定管理で行っている程度の清掃をお考えでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の判断により適切に実施してください。なお、浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
310	75	第5	2	(4)	ウ)	②f. 公園機能施設(野球場)	「清掃、整地、ライン引き、塩化カルシウム及び化粧砂散布等」の回数についてご教示ください。	事業者の判断により適切に実施してください。なお、浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
311	75	第5	2	(4)	ウ)	②f. 公園機能施設(野球場)	ベースは事業者にて毎日片付けるのでしょうか。	事業者の判断により適切に実施してください。なお、浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
312	77	第5	2	(6)	ウ)	要求水準	現施設における維持管理体制(配置ポスト数、配置時間、総員、夜間の体制等)をご教示ください。	非公開とします。浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
313	77	第5	2	(6)	ウ)	要求水準	「放置自転車を持ち主が不明であり～処分すること」とありますが、事業者が放置自転車の数・頻度を想定し、処分費用を見込むのは困難であるため、処分については県で対応していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
314	77	第5	2	(6)	ウ)	②警備方法	本施設の開館時間及び閉館時間をご教授下さい。	要求水準書(案)86ページの表を参照してください。
315	77	第5	2	(6)	ウ)	②警備方法	放置自転車の処分の判断は貴県にて判断していただけるのでしょうか。また、当該自転車の処分費用は貴県にて負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
316	77	第5	2	(6)	ウ)	②警備方法	開館時間内は有人警備と理解してよろしいでしょうか。また、有人警備の人員体制は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	78	第5	2	(7)		環境衛生管理業務	(一番下) 井水について 井水を活用し、専用水道事業となる場合、所有者である県の責任管理とならないでしょうか。	本事業では、専用水道事業としないよう、提案をしてください。なお、井戸の掘削等は自主提案として扱います。
318	78	第5	2	(8)		修繕業務	植栽類については、対象外という解釈でよろしいでしょうか。	修繕業務には含めていませんが、植栽維持管理業務において適切な管理を行ってください。
319	78	第5	2	(8)	ア)	業務の目的	大規模修繕と修繕の定義の違いをご教授下さい。	経常修繕を超える規模の修繕です。
320	78	第5	2	(8)	ア)	業務の目的	大規模修繕の定義をご教授下さい。	経常修繕を超える規模の修繕です。
321	79	第5	2	(8)	ウ)	要求水準	自主提案により施設整備を行った施設の修繕についても、独立採算ではなく、事業費(維持管理費の修繕業務区分)に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	自主提案は全て事業者の独立採算とします。
322	79	第5	2	(8)	オ)	修繕に係る書面提出	施設台帳を作成する上で必要な図面は、CADデータによる貸与をいただけますでしょうか。また、修繕・更新内容は、CADデータとして更新していく必要がありますでしょうか。	貸与する予定です。更新についてはご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
323	80	第6	1	(1)		業務の目的	仕様書・電気代・上下水道代・薬品代・その他消耗品代の実績を過去数年分お示しください。	薬品代・その他消耗品代については、事業者の日常管理にて対応しているため、県は把握しておりません。
324	81	第6	1	(3)		業務の対象範囲	健康増進・競技施設付属諸室に関して、どのような業務に対して誰から利用料金を徴収できるのでしょうか。	利用者への貸付等により料金を徴収することが可能です。
325	81	第6	1	(3)		業務の対象範囲	大会諸室に関して、どのような業務に対して誰から利用料金を徴収できるのでしょうか。	利用者への貸付等により料金を徴収することが可能です。
326	81	第6	1	(3)		業務の対象範囲	管理・会議室に関して、どのような業務に対して誰から利用料金を徴収できるのでしょうか。	利用者への貸付等により料金を徴収することが可能です。
327	81	第6	1	(3)		業務の対象範囲	レクリエーション諸室に関して、どのような業務(行為)に対して誰から利用料金を徴収できるのでしょうか。	利用者への貸付等により料金を徴収することが可能です。
328	82	第6	1	(5)		総括責任者及び業務責任者	「総括責任者と業務責任者を兼務することは可能とする」とありますが、業務効率を考え、各業務責任者どうしを兼務することは可能でしょうか。	可能です。
329	82	第6	1	(6)		業務水準書	現施設の業務水準書もしくは業務計画書等業務仕様がわかる資料をご開示いただくことは可能でしょうか。(運営業務も同様)	浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
330	84	第6	1	(9)	オ)	大会開催時の運営業務について	事業者は各種大会の誘致について県を支援することとなっていますが、具体的にはどのような支援をするのでしょうか。	各種大会の優先使用について、県の求めに応じ対応してください。
331	84	第6	1	(9)	オ)	大会開催時の運営業務について	大会の誘致は、貴県に相談の上、事業者も誘致を積極的に行っても宜しいでしょうか。	これまでの競技会の運営に支障のない範囲であれば相談に応じます。
332	84	第6	1	(9)	オ)	大会開催時の運営業務について	「・・・有料で貸与するものとする」とありますが、誰が誰に貸与し、金額は何を参考に算定するのでしょうか。	事業者が利用者に貸与してください。料金は事業者が判断し提案してください。なお、別添の資料-⑩を参考にしてください。
333	84	第6	1	(9)	オ)	大会開催時の運営業務について	ロッカーや更衣室において、利用区分を設けると記載されていますが、利用者毎に、設備を設けるとの事でしょうか？	利用区分を講じることとしていることから、適宜判断ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
334	84	第6	2	(1)	ア)	供用開始日	平成24年および平成25年におけるレジャープールの運営については当初お示しされている維持管理運営期間に先立っており、事業者が指定管理者となっているか否かで事業形式が異なると考えられます。(利用料金の収受など) 上記にも関連し、指定管理者の始期はできるだけ早急にと考えますが、現時点での貴県の考え方についてお示してください。	平成24年度、25年度のファミリープールは指定管理者として実施していただきます。
335	85	第6	2	(1)	ア)	* 印について	平成24、25年度の運営については上記期間としないとは、どのように捕らえればよいでしょうか。	平成24、25年度のテニスコート、野球場、ファミリープールの運営については、提案により実施してください。
336	85	第6	2	(1)	イ)	施設の開館日	通年利用可能施設及びレクリエーションプール以外は、休館日(週1回など)を設定することは可能でしょうか	休館日については、要求水準書(案)85ページの表に示す施設の開館日を基本としたうえで、具体的には事業者の提案に基づき、県との協議により決定するものとします。
337	85	第6	2	(1)	イ)	施設の開館日	レクリエーションプールの開館は、変更可能でしょうか？また夏季期間以外の別途利用は可能でしょうか？	開館時期について延ばしていただくことは可能です。夏季以外の利用はご提案ください。
338	85	第6	2	(1)	イ)	施設の休館日	通常の休館日やメンテナンスクローズ等についての考え方をご教授下さい。	要求水準書(案)85ページの表に示す施設の開館日を基本としたうえで、具体的には事業者の提案に基づき、県との協議により決定するものとします。また、提案の際、施設の適正な維持管理のための保守点検等に要する期間等を十分に考慮してください。
339	85	第6	2	(1)	イ)	施設の開館日	屋外プールの開館日を、事業者の提案にて変更する事は可能でしょうか。	屋外プールの開館日は、要求水準書(案)85ページの表に示す施設の開館日を基本とした上で、具体的には事業者の提案に基づき、県と協議により決定するものとし、事業者の提案にて変更することは可能とします。
340	85	第6	2	(1)	イ)	施設の開館日	屋外プールを、開館日以外の時期に、事業者の提案にて活用する事は可能でしょうか。	夏季以外の利用はご提案ください。
341	85	第6	2	(2)		施設の開館時間	自主提案の開館時間は9時から21時となっておりますが、9時から21時の間で事業者が任意時間を提案してもよいということでしょうか。それとも絶対に9時から21時の間は開館しておくということでしょうか。	原則として9時から21時で運営いただきますが、自主提案については、事業者の任意提案も可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
342	86	第6	2	(2)		施設の開館時間	自主提案の時間帯は9時～21時となっていますが、提案内容によりこの時間内のある時間帯で開館提案することと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的には事業者の提案に基づき、県と協議をしたうえで決定するものとします。
343	86	第6	2	(3)		施設使用料	“(2)施設の開館時間”にて一般利用時間外の専用使用への対応について記載がされておりますが、対応にあたっては追加の費用が必要となります。 上記費用負担を軽減させ、時間外使用の受け入れをより積極的に行う事を鑑み、一般利用時間外の利用料金を別途設定することは可能でしょうか？ 上記が困難な場合、入札時より追加費用を試算する必要がありますため、時間外使用の大よその目安(旧県営プールでの実績等)をお示しください	可能です。なお、添付資料-⑩を参照してください。
344	86	第6	2	(3)		施設使用料	「…事業者自らの収入とすることができる…」とありますが、施設の使用料は県に納めるのではなく、事業者が直接収入とするとの理解でよろしいでしょうか。または、一旦県に利用料を納付した上で、サービス購入料として支払われるのでしょうか。この場合、サービス購入料は入場者数によって変動するとの認識でよろしいでしょうか。	施設利用料金は事業者の直接収入とします。
345	86	第6	2	(3)		施設使用料	料金設定は、下限・上限はあるでしょうか？また会員制を導入し会費として月会費や年会費・入会金などを導入する事は可能でしょうか？	添付資料-⑩を参照してください。また、会員制については提案可能とします。
346	86	第6	2	(3)		施設使用料	テニスコート、野球場の利用料において、平日と土日祝の利用料に差をつけてもよろしいでしょうか。	添付資料-⑩を参照してください。
347	86	第6	2	(3)		施設使用料	事業者自らの収入とすることができる運營業務における利用料金を提案することができるのは、スポーツ教室等を実施した場合の料金という理解でよろしいのでしょうか。	全ての利用料金を提案してください。
348	86	第6	2	(3)		施設使用料	各施設における利用料金は、事業期間中一定金額で提案しなくてはならないのでしょうか。	提案時点では事業期間中は一定金額として提案してください。
349	86	第6	2	(5)		施設利用の注意点	①5年ごとの公認再申請の手続きは、施設の特性、県水連との関係性から、費用負担も含めて貴県の業務範囲でお願いできないでしょうか。	初回の公認申請に係る申請費用及び公認測量者の旅費は県が支払います。必要図書等の作成作業等は事業者負担とします。 公認再申請に係る費用は事業者負担です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
350	86	第6	2	(5)		施設利用の注意点	①公認再申請の費用はどのように想定されていますか。	初回の公認申請に係る申請費用及び公認測量者の旅費は県が支払います。必要図書の作成作業等は事業者負担とします。公認再申請に係る費用は事業者負担です。
351	86	第6	2	(5)		施設利用の注意点	①事業者が行う5年ごとの公認再申請の手続きに係る費用は、事業者負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	87	第6	2	(5)		施設利用の注意点	④水深調整の方法は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
353	87	第6	2	(5)		施設利用の留意点	⑦50mおよび25mプールにおける事業者の過度な専用利用を認めない旨が記載されておりますが、貴県にて認められる専用利用の基準(週延コースなど)をお示しください。	要求水準書を勧告し、提案してください。
354	87	第6	2	(5)		施設利用の注意点	⑧既存施設のファミリープールの利用制限の制限内容を具体的にご教示願います。	小学校3年生以下の保護者同伴のない場合は、利用制限しています。
355	88	第6	3	(1)		利用受付業務	e古都ならの具体的なシステム内容をご教示ください	浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
356	88	第6	3	(1)		利用受付業務	「施設予約システム」を使用して業務を行うことと記載されておりますが、導入するにあたり、発生する費用はどのように想定されていますか。	事業者負担とします。
357	88	第6	3	(1)		利用受付業務	各施設の受付が対人対応となっておりますが、総合受付とし、全ての対人対応を集約することは可能でしょうか。	可能です。
358	88	第6	3	(1)		利用受付業務	ウ) 対人対応とは、開館時間中は常時1名以上の人員を配置するとの理解で宜しいでしょうか。他の受付と兼ねることは不可でしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、対人対応としていることから、ご理解のとおり、必要な人員を配置してください。また、他の受付と兼ねることは可能とします。
359	88	第6	3	(1)		利用受付業務	エ) 対人対応とは、開館時間中は常時1名以上の人員を配置するとの理解で宜しいでしょうか。他の受付と兼ねることは不可でしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、対人対応としていることから、ご理解のとおり、必要な人員を配置してください。また、他の受付と兼ねることは可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
360	89	第6	3	(2)		利用料金徴収業務	専用使用する利用者の使用料が未収となった場合、当該未収金は事業者にて負担しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	89	第6	3	(2)		利用料金徴収業務	利用料金の徴収において、徴収した利用料金の振込日、頻度及び振込先金融機関をご教授下さい。	施設使用料金は事業者の直接収入となることから、事業者にて検討ください。
362	89	第6	3	(2)		利用料金徴収業務	利用料金の徴収において、徴収した利用料金の過不足が発生する可能性があります。過不足が発生した場合、免責金額は設定していただけるのでしょうか。	事業者リスクにて料金徴収を行ってください。
363	89	第6	3	(2)		利用料金徴収業務	り) e古都ならでオンラインによる予約を受け付けた場合、その予約承認の際同時に利用料金を徴収することは可能なのでしょうか	e古都奈良のシステム上は料金徴収機能はありません。
364	89	第6	3	(4)		プールの監視業務について	ア) 警備をする為の資格保持が必要でしょうか？	県として指定はしませんので、事業者にて必要な資格を取得してください。
365	92	第6	3	(6)		運動プログラムの作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	要求水準の内容として行うプログラムと、自主提案として行うプログラムの区別が不明確であるため、内容や料金システムを踏まえてご教示ください	入札説明書等にて示します。
366	92	第6	3	(6)		運動プログラムの作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	運動プログラムの作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務は独立採算となるのでしょうか。それともサービス対価としていただけるのでしょうか。独立採算の場合は、プール及び体育館の使用料は一般の使用料と同様という理解でよろしいのでしょうか。	自主提案以外はサービス対価の対象となります。
367	92	第6	3	(6)		運動プログラムの作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	運動プログラムの作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務が独立採算となる場合、赤字経営が続く場合は、スポーツ教室等の運営業務の撤退は可能でしょうか。	業務の撤退の取り扱いについては、入札説明書等に示す予定です。
368	92	第6	3	(6)		運動プログラムの作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	トレーニングジム、フィットネススタジオ及びプール施設での各種教室・プログラムは通年実施するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	92	第6	3	(6)	ア)	トレーニングジム、フィットネススタジオにおける各種教室の実施	午前、午後、夜の時間帯に実施するプログラムは無料で提供するとの理解で宜しいでしょうか。	無料である必要はありません。
370	92	第6	3	(6)	イ)	プール教室での各種プログラムの開催	午前、午後、夜の時間帯に実施するプログラムは無料で提供するとの理解で宜しいでしょうか。	無料である必要はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
371	93	第6	3	(7)		飲食物販業務	飲食物販業務は、サービス対価の対象となる業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、備品の調達及び管理については事業者負担となります。
372	93	第6	3	(7)		飲食物販業務	飲食物販業務の収支が悪化し撤退した場合、事業費の中に見込んだ「飲食物販業務委託費」が減額されると考えて良いでしょうか。また、それ以上の減額はないと考えて良いでしょうか。	撤退は原則としてみとめられません。サービス対価の減額については入札公告時に示します。
373	93	第6	3	(7)		飲食物販業務	事業費の中に「飲食物販業務委託費」が無い場合、モニタリングによる減額は何を基にされるのでしょうか。例えば違約金を支払う場合はその額をご指定いただけますか。	モニタリングや違約金の規定については、入札説明書等にて示します。
374	93	第6	3	(7)		飲食物販業務	飲食物販業務は独立採算となるのでしょうか。それともサービス対価として頂けるのでしょうか独立採算となる場合、行政財産目的外使用料の算出方法及び固定資産税課税標準額をご教授下さい。	自主提案以外はサービス対価の対象となります。
375	93	第6	3	(7)		飲食物販業務	飲食物販業務が独立採算で、赤字経営が続く場合、飲食業務の撤退は可能でしょうか。	撤退は原則としてみとめられません。
376	93	第6	3	(7)	ア)	物販施設の運営業務	レクリエーションプールにおける飲食や物販は、レクリエーションプールの運営時のみの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	93	第6	3	(7)	ア)	物販施設の運営業務	アルコールの販売は可能でしょうか？また夏季レクリエーションプールにおいても販売可能でしょうか？	可能です。
378	93	第6	3	(7)	ア)	物販施設の運営業務	本業務は独立採算での実施と思慮しますが、独立採算として事業者が負担する費用項目（賃料、光熱水費、各種設備の点検、清掃、廃棄物等）についてご教示ください。	自主提案以外はサービス対価の対象となります。備品の調達及び管理については事業者負担となります。
379	93	第6	3	(7)	ア)	飲食物販業務	物販施設・飲食施設については開館日に営業を行うとの記載がありますが、営業時間について施設全体の開館時間とは異なる別途の設定を行うことは可能でしょうか？	物販施設・飲食施設の開館時間については、要求水準書(案)86ページに示すとおり、9時から21時の範囲内で事業者の提案に基づき決定することとします。また、施設全体の開館時間とは異なる別途の設定を行うことは可能です。
380	93	第6	3	(7)	イ)	軽食施設の運営業務	最低1名の常駐者は、人員のスキルミックスの観点から兼務も可能という理解で宜しいでしょうか。	可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
381	93	第6	3	(7)	イ)	軽食施設の運営業務	営業時間は事業者の提案でよろしいでしょうか。軽食施設の採算性の見込みはどの公共施設でも厳しく、継続性の観点から開館時間を通じて営業を義務付けられると、リスクが過大であり対応する業者も限定されるとものと考えます。	物販施設・飲食施設の開館時間については、要求水準書(案)86ページに示すとおり、9時から21時の範囲内で事業者の提案に基づき決定することとします。また、施設全体の開館時間とは異なる別途の設定を行うことは可能です。
382	93	第6	3	(7)	イ)	軽食施設の運営業務	「最低1名を常駐で配置」とありますが、他業務担当者が兼務することは可能でしょうか。	可能です。
383	93	第6	3	(7)	イ)	軽食施設の運営業務	軽食施設について、自動販売機提案は可能でしょうか。	有人での対応としてください。
384	93	第6	3	(7)	イ)	飲食施設の運営業務	「軽食施設において、最低1名を常駐で配置」とありますが、他業務と兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	可能です。
385	93	第6	3	(7)	イ)	軽食施設の運営業務	最低1名を常駐で配置すること、との記載がありますが、対人販売を示すものでしょうか？また、1名は軽食施設の営業時間に配置されていることが水準との理解でよろしいでしょうか？	軽食施設には、1名以上の人員を配置してください。また、1名は営業時間に配置されていることとします。
386	93	第6	3	(8)	イ)	災害時の対応	災害時の対応について、費用を県が負担頂ける旨が記載されておりますが、当該費用の中には合理的に想定される遺失収入も含まれておりますでしょうか？ 含まれてない場合、費用と同様、県にてご負担頂けましようよろしくご願ひ申し上げます	災害対応に関する詳細は、入札説明書等に示します。
387	93	第6	3	(8)	ウ)	駐車場等の運営	利用用途によって、駐車場を一部有料化することは可能でしょうか	無料としてください。
388	94	第6	3	(8)	エ)	サイクリングステーションの運営	利用者から送付された自転車の受け取り及び保管について、要求水準に示された収納台数を超える需要があった場合、その他施設利用等と同じく利用者からの自転車の送付・保管をお断りすることは可能でしょうか？	原則として受け入れる方向で検討してください。
389	94	第6	3	(8)	カ)	自主提案による事業の実施	「……自主提案による事業を、事業者以外が実施することは認めない」とありますが、この場合の事業者とは構成員または協力企業と置き換えて考えてよろしいでしょうか。実務的に業務を行うのは事業者(SPC)ではなく自主提案受託者(構成員または協力企業)であると考えます。	SPCから委託した上で、構成員又は協力企業による運営は可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
390	94	第6	3	(8)	か	自主提案による事業の実施について	自主提案を行う場合、その場所に対して県に支払う土地使用料等はいかからぬとの認識でよろしいでしょうか。独立採算の場合、現状の立地条件から推定し、土地利用料等が負担されると、15年間を通じた事業の採算性が見込めない場合も考えられます。	入札説明書等に記載します。
391	94	第6	3	(8)	か	自主提案による事業の実施について	自主提案による事業は独立採算とありますが、その為の建設費はどのようになるのでしょうか。	別棟による自主提案の場合は、事業者の負担とします。
392	94	第6	3	(8)	か	自主提案による事業の実施について	「独立採算で実施する事業」とありますが、独立採算として事業者が負担する費用項目(賃料、光熱水費、各種設備の点検、清掃、廃棄物等)についてご教示ください。	別棟による自主提案の場合は、事業者の負担とします。
393					別紙	3. その他	奈良県の広報誌や奈良県の関連施設において、広報する事は可能でしょうか？	事前に県と協議の上、広報することは可能です。
394						3. その他	平成24,25年度の運営期間中の自動販売機等の設置において行政財産使用料等は発生するのでしょうか。	入札説明書等に記載します。
395						3. その他	また、PFI期間において県に対しての支払い、あるいは事業に対しての許可が必要になる可能性は。	県に対する支払いはありません。自主提案は法令に基づく許可等が発生する場合があります。
396						添付資料-①	自由広場の活用のされ方についてご教授下さい。	多目的広場であり、県民のレクリエーション広場として利用されています。なお、自由広場は本事業の事業範囲外であることにご留意ください。
397						添付資料-④	赤線の区域は、都市計画公園としての都市計画決定区域と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398						添付資料-④	緑着色範囲は何の事業認可区域でしょうか。	都市公園の都市計画事業認可区域です。
399						添付資料-④	緑着色の事業認可区域において、解体工事、新設工事を行うにあたり規制等生ずるのでしょうか。生ずる場合、どのような規制が生ずるのでしょうか。	ご質問の主旨が不明ですが、都市計画法及び都市公園法の規制区域にあたります。
400						添付資料-⑦	テニス管理棟が撤去対象施設となっておりますが、当該棟の現状の役割についてご教示願います。	予約の受付を行っています。
401						添付資料-⑧	備品リスト【競技用備品について】 品目1~5について、50M用と25M用を兼用する提案は可能でしょうか。	兼用出来ません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
402					添付資料-⑧		必要最低限の備品リストが記載されていますが、数量についても最低限の要求水準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
403					添付資料-⑨		大会一覧表における、水泳競技大会については県営室内プールが会場になっているものは、すべて新県営プールで開催する想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
404					添付資料-⑨		水泳、野球、テニス大会の開催時間は終日なのでしょうか。またテニスコートで利用コート数が記載されていない大会については、全面利用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405					添付資料-⑨		【水泳】新プール開業後、新プールにて標記大会全てが開催されると解釈してよろしいでしょうか。	県営プールが会場になっているものは、すべて新県営プールで開催することを想定しています。それ以外の大会についても開催することが想定されます。
406					添付資料-⑪		事業採算、事業計画の検討ができないので、早期の公表をお願いします。	別添の添付資料-⑪を参照ください。
407					添付資料-⑫		事業採算、事業計画の検討ができないので、早期の公表をお願いします。	別添の添付資料-⑪を参照ください。
408						質問への回答の日程変更について	回答日が平成23年1月14日に変更されましたが、回答日を少しでも早くできないでしょうか。	ご意見として承ります。
409							本施設は災害時等の避難場所には指定されるのでしょうか、県のお考えがあればご教示ください。	現時点では、避難場所の指定となる予定はありません。
410							井水を利用する場合、井戸の掘削リスク、水質・水量リスク及び濁りリスク等の事業用地によるリスク等は、事業者ではコントロールができないものであるため、上記のリスクは県でご負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者リスクにて井水を利用してください。
411							廃棄物の取り扱い(回収、廃棄物保管庫での一時保管、運搬・処理等)について、県で実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者にて必要な対応を実施してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	質問への回答
412							現施設における電気・ガス・水道使用量及び光熱水費をご教示ください。	平成19年度:電気水道13,720千円 平成20年度:電気水道11,600千円 平成21年度:電気水道11,468千円 (内、下水道料金は減免のため無料です)